デジタル時代における 放送の将来像と制度の在り方 に関する取りまとめ(案)

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

2022年(令和4年)7月29日

目次

はじめに	3
第1章 放送を取り巻く環境の変化	5
1. ブロードバンドの普及	5
2. インターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化	6
3. 視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」	
- 4. 広告市場の動向	
5. 人口減少の加速化	
6. 第1章小括	
第2章 デジタル時代における放送の意義・役割	16
1. 放送が果たしてきた役割	16
2. 放送が果たしていくべき役割	18
3. 第2章小括	19
第3章 放送ネットワークインフラの将来像	21
1.「共同利用型モデル」の検討	21
(1) 総論	21
(2) 地上基幹放送局	25
(3) マスター設備	26
2. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替	28
3. 第3章小括	29
第4章 放送コンテンツのインターネット配信の在り方	
1. 現状	
(1) 民間放送事業者における取組	
(2) NHKにおける取組	
(3) プラットフォーマーにおける取組	
(4) 著作権法の改正	37
2. 課題	
3. 今後の方向性	39
(1) 放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策.	39
(2) NHKのインターネット配信の在り方	40
4. 第4章小括	40

12
12
18
50
50
51
51
3
1 5

はじめに

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(以下「本検討会」という。)は、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」や「情報通信行政に対する若手からの提言」(2021年(令和3年)9月3日総務省情報通信行政若手改革提案チーム)も踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行うため、2021年(令和3年)11月から計○回にわたり開催してきた。

本検討会では、特に、インターネット動画配信サービスの伸長等を背景として若者を中心に「テレビ離れ」が進む中、主に地上テレビジョン放送に係る課題を中心に検討した。

検討すべき論点としては、【論点1】デジタル時代における放送の意義・役割、【論点2】放送ネットワークインフラの将来像、【論点3】放送コンテンツのインターネット配信の在り方及び【論点4】デジタル時代における放送制度の在り方の4つを挙げた。

まず、論点1において、放送を取り巻く環境の変化についてレビューを行いつつ、 その環境の変化を前提に、デジタル時代における放送の意義・役割として何が求めら れるのかについて検討した(第1章・第2章)。

その上で、放送事業者の中長期的な経営戦略として取り組むべき2本柱を論点2及び論点3において検討した(第3章・第4章)。論点2は「守りの戦略」であり、デジタル技術の導入等によって放送ネットワークインフラに係るコスト負担をいかに軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を作っていくかという観点から検討した。コスト負担軽減のための具体的な方策の一つとして、小規模中継局等のブロードバンド等による代替についても検討することとし、2022年(令和4年)2月からは、本検討会の下で「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」を開催し、代替手段に求められる品質・機能要件、代替手段の利用可能性について、参照モデルを作成するなどして検討した。また、論点3は「攻めの戦略」であり、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値を放送同時配信等によりインターネット空間にいかに浸透させることができるかという観点から検討した。

論点4のデジタル時代における放送制度の在り方は、論点1から論点3までに示した方向性を踏まえ、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するためどういった放送制度の見直しが必要かという観点から検討したものである(第5章)。放送事業者が中長期的な経営戦

略を描くことのできる環境を整備するためには、経営の選択肢を増やすことが重要であり、情報空間の広がり等を踏まえ、マスメディア集中排除原則や放送対象地域等の既存の制度について、柔軟な見直しを図るべきとしている。

我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、それぞれの特性を活かすことで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されてきた。

デジタル時代において、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、若者を中心とした「テレビ離れ」に見られるように、視聴者における放送の位置付けは従来よりも相対的なものとなり、その役割の一部はインターネットに取って代わられたという指摘もあるかもしれない。

しかし、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言えるだろう。

本取りまとめで提言した取組が着実に実行されることにより、放送が、デジタル時代において多様化する視聴者の期待に応え、その社会的役割を維持・発展していくことを切に期待したい。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会座長 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 三友仁志

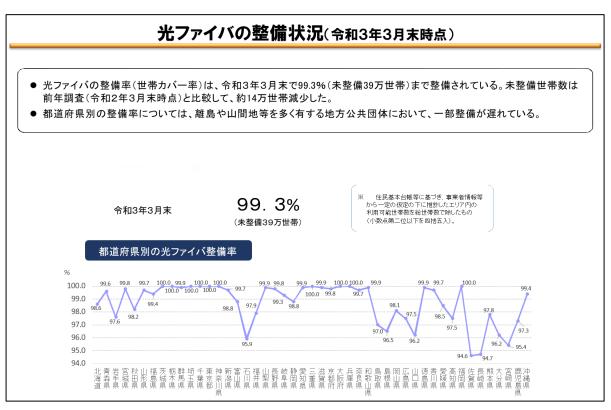
第1章 放送を取り巻く環境の変化

デジタル時代における放送の意義・役割について検討するため、本章では、まず放 送を取り巻く環境が具体的にどのように変化しているかについてレビューを行う。

1. ブロードバンドの普及

我が国における光ファイバ整備率(世帯カバー率)は、2021年(令和3年)3月末時点で99.3%(未整備世帯数39万世帯)となっている。今後は、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」(2022年(令和4年)3月公表)に基づき、光ファイバについては2027年度末(令和9年度末)時点で整備率(世帯カバー率)99.9%(未整備世帯数5万世帯)を目指すとされているほか、5Gについては2030年度末(令和12年度末)時点で99%の人口カバー率を目指すとされている。

ブロードバンドの普及により、いつでもどこでも、超高速かつ大容量の情報のやり取りを瞬時に行うことが可能となっている。そして、このブロードバンドの普及やCDN(Content Delivery Network)等の配信インフラの整備等を背景として、インターネット動画配信サービスが伸長するとともに、スマートフォンやタブレット端末等の視聴デバイスの多様化や、動画配信におけるタイムシフト視聴といった視聴スタイルの多様化が進んでいる。



図表 1-1 光ファイバの整備状況



図表 1 - 2 「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」の概要

2. インターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化

インターネット動画配信サービスとして、放送コンテンツを含む様々なコンテンツが、スマートフォンやタブレット端末等の多様な視聴デバイスに対応する形で提供されている。例えば、「NETFLIX」、「Amazon Prime Video」、「Disney+」等の主要な配信プラットフォームサービスでは、放送事業者や映画制作事業者等の他事業者が制作したコンテンツのほか、独自制作コンテンツも提供されている。

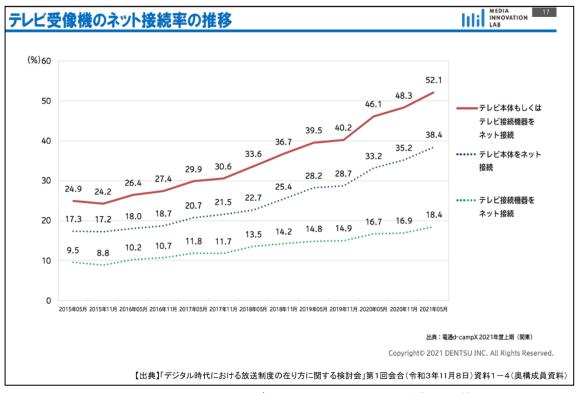
世界的な配信プラットフォームサービスの現状								
サービス名	YouTube YouTube	NETFLIX NETFLIX	Amazon Prime Video	Disney+	Tencent Video			
	Google	NETFLIX Inc.	Amazon, Com, Inc.	The Walt	Tencent			
運営企業	<alphabet inc=""> (アメリカ)</alphabet>	(アメリカ)	(アメリカ)	Disney Company (アメリカ)	(中国)			
運営企業 時価総額	1兆3,930億ドル	2,310億ドル	1兆5,580億ドル	3,350億ドル	7,530億ドル			
サービス開始	2005年	2007年	2006年	2019年	2011年			
事業モデル	AdVOD	SVOD	SVOD/TVOD	SVOD	AdVOD/SVOD			
加入者数/ ユーザー数	20億人以上 (2020年時点)	2億1,356万人 (2021年9月時点)	2億人 (2021年4月時点、 Amazon Prime会員数)	1億1,600万人 (2021年7月時点)	1億2,500万人 (2021年6月時点)			
料金	_	月額990円~	月額500円	月額990円	月額約600円			

※ SVOD(Subscription Video On Demand) : 定額制動画配信 TVOD(Transactional Video On Demand) : 都度課金型動画配信 AdVOD(Advertising Video On Demand) : 広告型動画配信

【出典】Netflix Ouarterly Earnings「Stakeholders Letter」2020 04、Netflix Ouarterly Earnings「Stakeholders Letter」 Amazon「Investor Relation」、Third Bridge「Forum」、Tencent Holdings Inc「2019 Annual Report」 PwC 「Global Top 100 companies by market capitalization May 2021」その他、各社中等を参考に作成

図表 1-3 世界的な配信プラットフォームサービスの現状

また、テレビのインターネット接続は年々増加傾向にあり、現在、テレビ及び テレビ接続機器のインターネット接続率は50%を超える状況となっている。テレ ビはもはや放送番組を視聴するだけのデバイスではなくなり、インターネット動 画配信サービスを視聴する機能を併せ持ったデバイスとなっている。



図表 1-4 テレビのインターネット接続率の推移

視聴デバイスについては、最近の特徴的な事例として、チューナーレスデバイスの登場が挙げられる。これは、テレビチューナーを搭載せずにインターネット接続を可能とするOSを搭載し、専らインターネット動画配信サービスを視聴することが可能なデバイスであり、視聴者の視聴環境に大きな影響を与える可能性が考えられる。

チューナーレスデバイスの登場

- 近年、テレビチューナーを搭載せずにインターネット接続を可能とするOSを搭載し、YouTubeやAmazon Prime Video、Netflix等の動画配信サービスを専ら視聴することが可能なチューナーレスデバイスが登場。
- 日本国内においては、ソニーが2018年7月に「液晶モニターブラビア」として『BZ35F/BZシリーズ』 6機種を、2021年7月には4K業務用ディスプレイ「ブラビア」3シリーズ9機種が販売を開始し、また、ドン・キホーテが 2021年12月にAndroid OSを搭載したフルHD対応のチューナーレスデバイスの発売を開始。

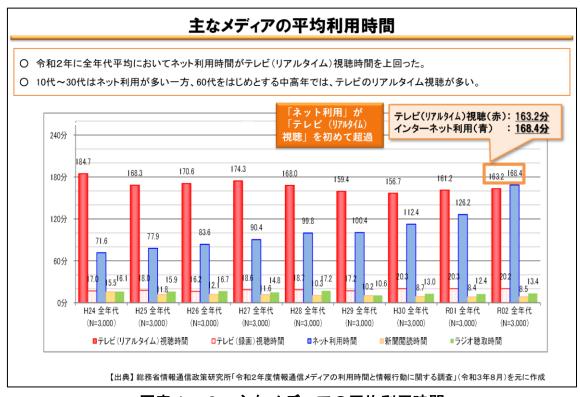


図表1-5 チューナーレスデバイスの登場

株式会社ドン・キホーテプレスリリース(https://ppih.co.jp/news/pdf/NL211206_tunerlessTV.pdf?_fsi=orFDgBrG)等を元に総務省が作成

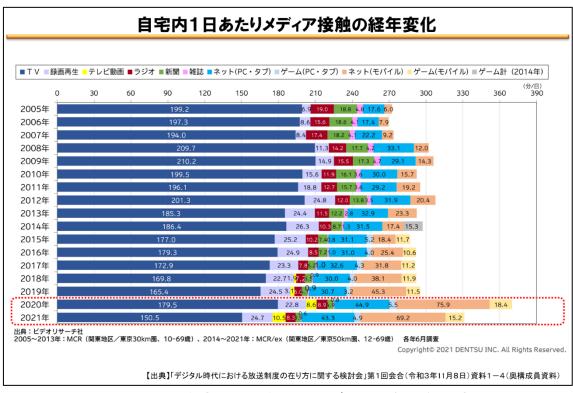
3. 視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」

ブロードバンドの普及や視聴デバイスの多様化等を背景に、視聴者はコンテンツをいつでもどこでも視聴したいときに視聴することが可能となっている。これにより、自宅のテレビでリアルタイムにコンテンツを視聴するという従来の視聴スタイルは減少し、視聴者の視聴スタイルは多様化しつつある。2020年(令和2年)には、全年代平均でネット利用時間がテレビのリアルタイム視聴時間を上回った。



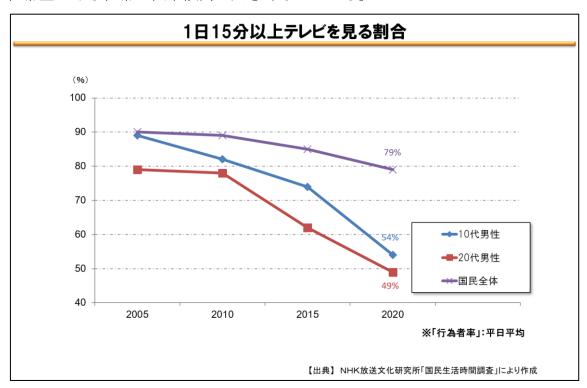
図表 1-6 主なメディアの平均利用時間

また、コロナ禍によって「巣ごもり需要」が発生し、自宅内の視聴デバイスごとのメディア接触率についても変化が生じている。自宅内におけるメディア接触時間は、インターネット(パソコン、タブレット、モバイル)による接触時間が年々増加傾向にある一方で、テレビによる接触時間は2020年(令和2年)のコロナ禍の影響で一時的に増加したものの、中長期的には減少傾向となっている。

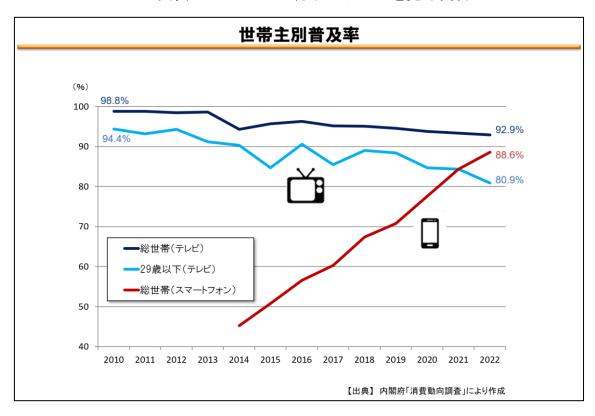


図表 1-7 自宅内 1日あたりメディア接触の経年変化

こうした状況を背景に、若者を中心として「テレビ離れ」が進んでいる。若年層については、1日に15分以上テレビを見る割合が、2020年(令和2年)に10代男性で54%、20代男性で49%と、国民全体の79%と比べて低くなっている。また、内閣府の調査によると、テレビ普及率は全体的に低下傾向にある中で、特に29歳以下が世帯主である世帯の低下傾向が大きくなっている。



図表 1-8 1日15分以上テレビを見る割合



図表 1 - 9 世帯主別普及率

更に、若者層の視聴スタイルは、「映画・音楽・スポーツ」といったジャンルで動画を選択するのではなく、「本編」や「名場面・メイキング・まとめ系」といった「フォーマット」志向で選択し、同一フォーマット内の複数ジャンルを横断的に視聴するという「カジュアル動画視聴」の傾向が見られる。

同時配信と並行して検討したい 若年層のカジュアル動画視聴

MEDIA INNOVATION LAB

- ■12~29歳のYouTubeユーザー8200人対象の調査を実施。どんなジャンルを視聴しているかをフリーワードで回答、129のジャンルに分類。従来のテレビ番組のジャンルにはない、新しいジャンル分け=インデックスが存在することがわかった。
- ■例をあげると、ドラマや映画の「名場面・まとめ動画」を観ている人と、「テレビ番組や映画の本編」を観ている人はあまり重ならない。YouTubeで動画を選ぶ際には、映画・音楽・スポーツといったジャンルで選ぶのではなく、"本編"や"名場面・メイキング・まとめ系"といった「フォーマット」志向で選ぶ若者が多い。彼らは同一フォーマットの中でいくつものジャンルを横断して動画を観ている。
- ■こうした若者の間で見られる動画視聴の新しいスタイルを「カジュアル動画視聴」と呼んでいる。
- ■動画視聴の中心はテレビとネットの「2つの焦点からなる楕円」の状態。左の焦点はテレビ放送・本編配信文化、右の焦点は共有系カジュアル動画視聴文化。若年層の動画視聴ニーズを取り込むには双方の焦点を意識した取り組みが重要。

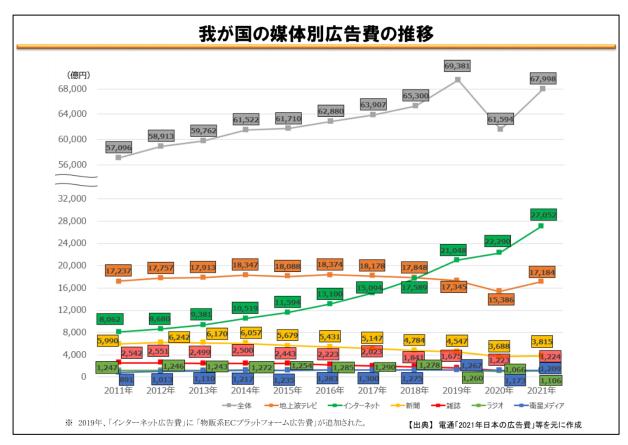
Copyright© 2021 DENTSU INC. All Rights Reserved.

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第1回会合(令和3年11月8日)資料1-4(奥構成員資料)

図表 1-10 若者層のカジュアル動画視聴

4. 広告市場の動向

我が国の総広告費は、2020年(令和2年)のコロナ禍で一時的に落ち込んだものの、2021年(令和3年)は持ち直し、6兆7,998億円となっている。うち地上テレビジョン放送の広告費は、コロナ禍の影響が緩和したことで、2021年(令和3年)には前年比で一時的に増加したが、長期的には低下傾向が続く可能性も考えられる。他方で、インターネット広告費については、コロナ禍による広告市場の押し下げの影響は特に見られず、社会の急速なデジタル化を背景に継続的に高い成長率を維持しており、2021年(令和3年)には2兆7,052億円となり、マスコミ四媒体広告費(新聞、雑誌、ラジオ、テレビメディア広告費の合算)(2兆4,538億円)を初めて上回った。



図表1-11 我が国の媒体別広告費の推移

5. 人口減少の加速化

我が国の総人口は2055年(令和37年)には1億人を下回ると推計されている。また、2050年(令和32年)には全国の居住地域の約半数で50%以上の人口減少が予測されている。この予測では、人口の増加が見られる地域は都市部と沖縄県等の一部の地域に限られ、更に、全国の居住地域の2割弱については無居住化するとされている。

こうした人口減少の加速化は、あらゆる産業や国民生活に構造的な変化を迫っている。例えば、金融分野では銀行の従来型店舗を削減し、セルフサービス機器等を備えた次世代型店舗の拡充やインターネットバンキングへのシフト等が進められている¹ほか、交通分野では鉄道の廃止に伴ってバスにより代替する動きが各地で

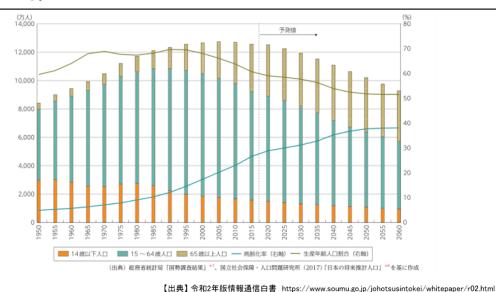
-

[「]例えば、三菱 UFJ フィナンシャル・グループは、デジタルトランスフォーメーションの一環として、三菱 UFJ 銀行の店舗の削減を進めており、2023 年度末(令和 5 年度末)時点で約320 拠点(2020 年度末(令和 2 年度末)時点では425 拠点)にするほか、テレビ窓口等のセルフ機器を導入した次世代営業店の拡充、インターネットバンキング等へのデジタルシフトを進め、顧客利便性向上とコスト削減を実現するとしている(2021 年度決算投資家説明会資料(2022 年 5 月 19 日))。また、三井住友フィナンシャルグループは、計483 拠点のリテール店舗について、フルサービス店舗を削減し、個人コンサルティングに特化した軽量店舗を増加させることにより、中期経営計画(2020~2022 年度)の3年間で250億円のコスト削減を図るとしている(SMBCグループの経営戦略(2022年3月2日))。

見られる。今後もあらゆる分野において構造的な変化を迫られることは不可避であり、放送分野もその例外ではないと考えられる。重要なことは、こうした状況を前提として受け入れつつも、デジタル技術の導入等によりいかに効率化を図るか、あるいはいかに代替手段を確保するかといった視点だと考えられる。

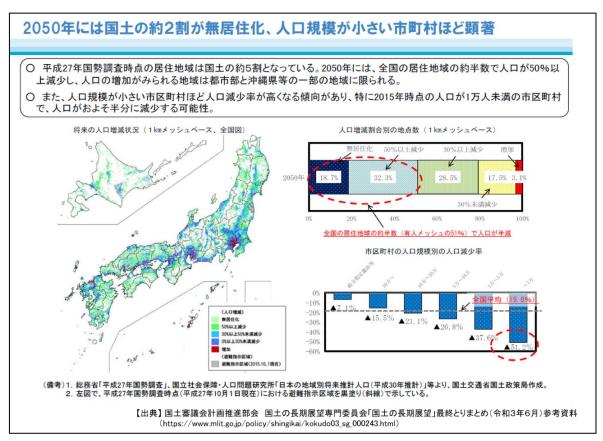
我が国人口の推移と将来推計

- 我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2055年には1億人を下回ることが予測されている。
- また、生産年齢人口割合は、2020年には59.1%であるが、2055年には51.6%にまで減少すると 見込まれている。



図表 1-12 我が国人口の推移と将来推計

 $^{^2}$ 「2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」(令和 2年6月26日 第32次地方制度調査会)においては、「人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040 年頃にかけて生じることが見込まれる変化・課題」が、人口構造、インフラ・空間、技術・社会等に分けて整理されており、「人口構造やインフラ・空間に関する変化に伴い、日常生活に支えを必要とする人や適切な管理・更新が求められるインフラの需要が増加する一方、支える人材が減少するギャップにより、多様な分野において課題が顕在化することが見込まれる。」、「変化やリスクに適応していくためには、人口増加や従来の技術等を前提として形成されてきた現在の社会システム(制度、インフラ、ビジネスモデル、社会的な慣習等)をデザインし直す好機と捉え、官民を問わず、また、国・地方を通じて対応していく必要がある。」と指摘されている。



図表 1 - 1 3 国土審議会計画推進部会 国土の長期展望専門委員会 「国土の長期展望」最終とりまとめ(令和3年6月)参考資料

6. 第1章小括

本章では、放送を取り巻く環境の変化として、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化、視聴スタイルの変化と若者を中心とした「テレビ離れ」、広告市場の動向及び人口減少の加速化の状況についてそれぞれレビューを行った。

本レビューを通じてインターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中、放送における広告費の低下や人口減少の加速化により、構造的な変化が迫られている現状が確認できた。こうした傾向は今後も続くことが予想される中、放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に引き続き応えていくためには、既存の枠組に囚われない変革が求められる。放送を取り巻く環境が大きく変化しているデジタル時代においては、放送か通信かの区別は視聴者には意識されなくなっており、放送コンテンツに対する視聴者のニーズも多様化していると考えられ、そうした多様なニーズに対して応えていくことも求められる。

第1章「放送を取り巻く環境の変化」の概要 ◆ デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした 「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。 ◆ また、放送における広告費の低下や人口減少の加速化により、構造的な変化が迫られている。 ◆ こうした傾向は今後も続くことが予想される中、放送がその社会的役割に対する視聴者の期待に引き続き応えていく ため、既存の枠組に囚われない変革が求められる。 ブロードバンドの普及 動画配信サービスの伸長等 <万世帯> (未整備世帯数) <世界的な配信プラットフォームサービス> 60 NETFLIX Amazon Prime Video prime video Disney+ Tencent Video **►** YouTube **NETFLIX** Dienep+ **>** 腾讯视频 世帯カバ一率 99.9% 20 <チューナーレスデバイス> 39 » <u>5</u> 9 広告市場の動向 視聴スタイルの変化 / テレビ離れ (%) ※「行為者率」:平日平均 100 79% インターネット(緑) (2021年 約2兆7千億円) -10代男件 54% 60 ■20代男性 国民全体 地上テレビ(橙) (2021年 約1兆7千億円) 2020 2015 2013年 2014年 【出典】NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」を元に作成 【出典】電通「2021年日本の広告費」等を元に作成

図表1-14 第1章「放送を取り巻く環境の変化」の概要

第2章 デジタル時代における放送の意義・役割

本章では、放送がこれまで果たしてきた役割のほか、インターネットを含めて情報 空間が放送以外にも広がるデジタル時代において放送が今後果たしていくべき役割 について考察する。

1. 放送が果たしてきた役割

放送は、放送法(昭和25年法律第132号)第1条³にもあるとおり、健全な民主主義の発達に貢献することがその重要な役割となっている。

この役割を果たすため、放送は、

- ・生命・身体の維持のための情報(災害や健康に関する情報等)
- ・社会の多様性・自律を助けるための情報(教育情報等)
- ・国民の維持のための情報(伝統文化に係る情報等)
- ・民主主義の維持のための情報(報道番組や社会問題のドキュメンタリー等)
- ・地域社会の維持のための情報(地域情報等)

といった様々な情報を視聴者に提供してきた。

特に、災害大国である我が国では、災害時における映像や音声による情報提供は 非常に重要である。放送は、発災時の避難・安否情報はもとより、被災時のライフ ライン、交通、行政情報等を国民が得るための有効な情報収集手段として位置付け られ、国民の生命や財産の安全確保に大きな役割を果たしている。

また、放送事業者が、各地域に張り巡らされた取材網を活かしつつ、長年にわたって培ってきた取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信は、放送の重要な価値である。各地域における情報発信の主な担い手は、地域に根ざしたローカル局であり、災害時の地域住民の命を守る情報の発信拠点としての役割をはじめ、ローカル局の役割はなくてはならないものである。ローカル局が構築しているこの取材網は、特定の地域内に留まらず、系列放送局による全国的な取材ネットワークを通じて、社会全体のニーズに応えた情報発信も行っている。

更に、我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とする日本放送協会(以下「NHK」という。)と、広告収入⁴又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、それぞれの特性を活かすことで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されてきた。

_

³ 放送法第1条の規定は、次のとおり。

第1条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達 を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにする

⁴ 民間放送事業者における広告の取扱いについては、自主的な基準が定められている。

放送は、NHKと民間放送事業者がこの二元体制の下で様々な情報発信を行うことを通じ、国民の「知る自由」⁵を保障し、災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしてきたと言うことができる。また、その「公共性」に着目すれば、放送は公衆の包摂・形成であり、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に「公衆」を形成するという社会インフラとしての役割を果たしてきたと言うこともできる。

災害時における放送の役割

- 放送は、災害情報の提供をはじめとして、国民の生命・財産の安全確保に大きな役割を果たしている。
- O 放送法(第108条)では、基幹放送事業者に対し、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合等における災害放送を義務づけ。また、災害対策基本法(第51条)において、指定公共機関(内閣総理大臣が指定)であるNHK及び指定地方公共機関(都道府県知事が指定)に指定されている放送事業者は、災害に関する情報の収集及び伝達の努力義務が課されている。
- <u>県域放送は都道府県レベルの広域情報</u>、ケーブルテレビ等は市町村レベルの地域情報を中心に、それぞれの特色を活かした災害放送を実施。

災害放送の例



東日本大震災の報道の例 (出典)「放送事業の基盤強化に関する検 別は、東北
討分科会」第2回会合 民放連説明資料

CATVが提供する市町村単位の情報



関連法令

〇放送法(昭和25年法律第132号)

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

〇災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(情報の収集及び伝達)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関(※1)及び指定地方公共機関(※2)、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第五十八条において「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

※1 日本放送協会が指定を受けている。

※2 都道府県ごとに異なるが、放送事業者(地上民放(テレビ、ラジオ)、ケーブルテレビ事業者)が指定されているケースが多い。

図表2-1 災害時における放送の役割

 $^{^5}$ 「知る自由」とは、「各人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつこと」であり、これは、「その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。」とされている(よど号事件新聞記事抹消事件(最高裁昭和 58 年 6 月 22 日大法廷判決))。

放送番組の編集に関する規律

第1条【目的】

放

送

法

- ◆ 次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - ○放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。 ○放送の不偏不党、直実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 〇放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条 【番組編集の自由】

◆ 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 〇 政治的に公平であること
- 〇 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第5条【番組基準の策定】

○ 放送番組の種別及び放送の対象 とする者に応じて放送番組の編集の 基準を定め、これに従って放送番組 の編集をしなければならない。

第6条 【番組審議機関の設置】

○ 放送番組の適正を図るため、 放送番組審議機関を置くものとす ス

参 考:放送倫理·番組向上機構(BPO)

平成15年(2003年)7月、NHKと民放連は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、「放送倫理・番組向上機構(BPO)」を共同で設立。BPOは放送法に基づく機関ではなく、放送事業者の自主的な取組により設立されたもの。

漏兴压制

理事9名(NHK3名、民放連3名、

外部3名)、監事2名(NHK1名、

(恵泉女学園大学学長)

理事長:大日向 雅美氏

民放連1名)、評議員7名

放送倫理検証委員会

○放送倫理を高め、放送番組の質を向 上させるための審理又は審議を行う。

〇虚偽の放送が行われた疑いがある場合は、調査・審理して「勧告」、「見解」 等を公表。

放送と人権等権利に関する委員会

○放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局とが相容れない状況にある苦情を審理する。

○「勧告」又は「見解」を公表。

放送と青少年に関する委員会

○青少年に対する放送番組に関する視 聴者意見を基に審議する。

○「見解」等や審議の内容、視聴者意見 等を放送事業者に通知し、公表。

図表2-2 放送番組の編集に関する規律

2. 放送が果たしていくべき役割

第1章でも述べたように、デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。

他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミー⁶が形成され、フィルターバブル⁷やエコーチェンバー⁸、フェイクニュースといった問題も顕在化する中で、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス(情報的健康)⁹の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していると言える。

なお、第4章で述べる「攻めの戦略」を実のあるものにするためにも、地域情報 の確保がデジタル時代において重要性を増すという点について、今後、放送政策の 推進において留意すべきである。

⁶ 人々の関心や注目の度合いが経済的価値を持つという概念。

⁷ アルゴリズムがネット利用者個人の検索履歴やクリック履歴を分析し学習することで、個々のユーザにとっては望むと望まざるとにかかわらず見たい情報が優先的に表示され、利用者の観点に合わない情報からは隔離され、自身の考え方や価値観の「バブル(泡)」の中に孤立するという情報環境。

⁸ ソーシャルメディアを利用する際、自分と似た興味関心をもつユーザをフォローする結果、意見をSNSで発信すると自分と似た意見が返ってくるという状況を、閉じた小部屋で音が反響する物理現象にたとえたもの。

⁹ 多様な情報にバランスよく触れることで、フェイクニュース等に対して一定の「免疫」(批判的能力) を獲得している状態。

3. 第2章小括

本章では、放送がこれまで果たしてきた役割と今後果たしていくべき役割について考察した。

放送は、これまで、国民の「知る自由」を保障し、災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしながら、健全な民主主義の発達に貢献してきた。

今、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる一方でインターネット空間ではフェイクニュース等の問題が顕在化する中、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。

このため、情報空間の広がりや競争環境の変化等を踏まえ、放送ネットワークインフラの効率化やインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段の確保、放送制度における規制の合理化等、柔軟に検討していくべきである。なお、この検討は、放送を今後も持続可能なサービスとして長く維持・発展させていくために行うものであって、放送が長らく培ってきた地域文化や地域との絆、地域メディアとしての役割等を毀損するものではないという点に留意すべきである。

こうした視座に立ち、「放送の将来像」としては、『デジタル技術を最大限活用しつつ、「守りの戦略」として放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するととともに、「攻めの戦略」としてインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらによって、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、その社会的役割を今後も持続的に維持・発展させていくこと』を目指すべきである。この将来像の実現時期は、第3章で述べる放送ネットワークインフラの更新時期を踏まえ、2030年頃が想定される。

また、放送制度については、こうした「放送の将来像」に対応できるものとして、 放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべきである。その際、人口減少社会を前提とすれば、経済成長の果実には自ずと限りがあるため、全ての足並みを揃えることよりも、積極的に創意工夫を行う者を後押しするという視点がより重要となる。

第2章「デジタル時代における放送の意義・役割」の概要

- ◆ 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。
- ◆ 「放送の将来像」として、『デジタル技術を最大限活用しつつ、「守りの戦略」として放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するととともに、「攻めの戦略」としてインターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらによって、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、その社会的役割を今後も持続的に維持・発展させていくこと』を目指すべき。
- ◆ 放送制度は、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき。

放送が果たしてきた役割

○ 放送は、これまで、国民の「知る自由」を保障し、災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしながら、健全な民主主義の発達に貢献してきた。

放送が果たしていくべき役割

- 情報空間がインターネットを含めて放送以外にも広がる中、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコノミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化。
- 取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。

放送の将来像(2030年頃)

- ✓ デジタル技術を最大限活用しつつ、
 - ・「守りの戦略」として、放送ネットワークインフ ラに係るコスト負担を軽減
 - ・「攻めの戦略」として、インターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保
- ✓ これらにより、良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者に届け、その社会的役割を 今後も持続的に維持・発展させていくことを目指すべき。
- ✓ 放送制度は、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者がそのための中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき。

図表2-3 第2章「デジタル時代における放送の意義・役割」の概要

第3章 放送ネットワークインフラの将来像

人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中においては、「守りの戦略」として、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要である。

このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備(番組送出設備)等の放送ネットワークインフラについて、安全・信頼性を確保することを前提に、経済合理性の視点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべきと考えられる。

そこで、本章では、コスト負担を軽減するための具体的方策として、「共同利用型モデル」及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替について提言する。

1.「共同利用型モデル」の検討

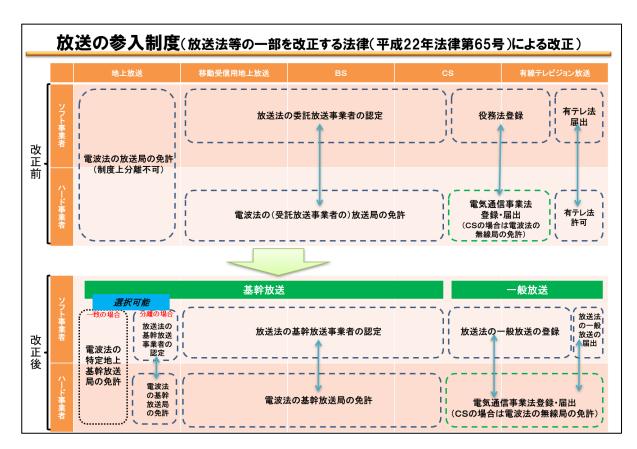
(1) 総論

①現状

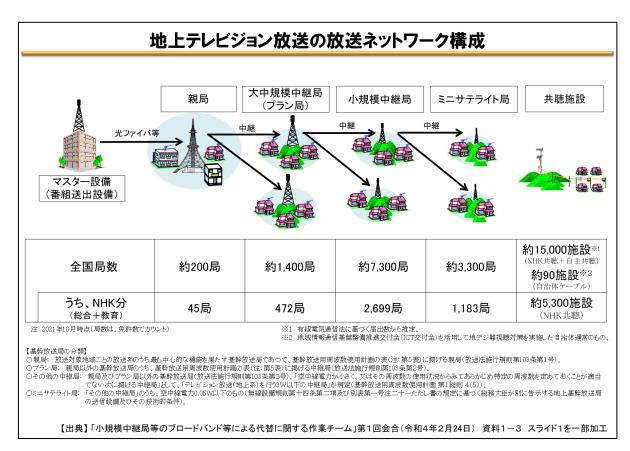
地上基幹放送については、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)により、それまで認められていたハード・ソフト一致に加え、ハード・ソフト分離も選択可能となった。ハード・ソフト一致とは、地上基幹放送局の免許人(ハード事業者)と放送番組を編集し放送するという放送の業務を行う者(ソフト事業者)が同一の者である形態¹⁰であり、ハード・ソフト分離とはそれらが別の者である形態¹¹である。これらの2つの形態を事業者の判断によって選択可能とすることで、経営の柔軟化を図ることを目的として導入されたものである。

現状、全ての地上基幹放送事業者がハード・ソフト一致の形態を選択している。

¹⁰ ハード・ソフト一致の事業者は、放送法第2条第22号において、「特定地上基幹放送事業者」(電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局(特定地上基幹放送局)の免許を受けた者)と定義されている。
11 ハード・ソフト分離の事業者のうち、ソフト事業者は、放送法第2条第21号において、「認定基幹放送事業者」(放送法第93条第1項の認定を受けた者)と定義されている。また、ハード事業者は、放送法第2条第24号において、「基幹放送局提供事業者」(電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体(基幹放送局設備)を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するもの)と定義されている。



図表3-1 放送の参入制度



図表3-2 地上テレビジョン放送の放送ネットワーク構成

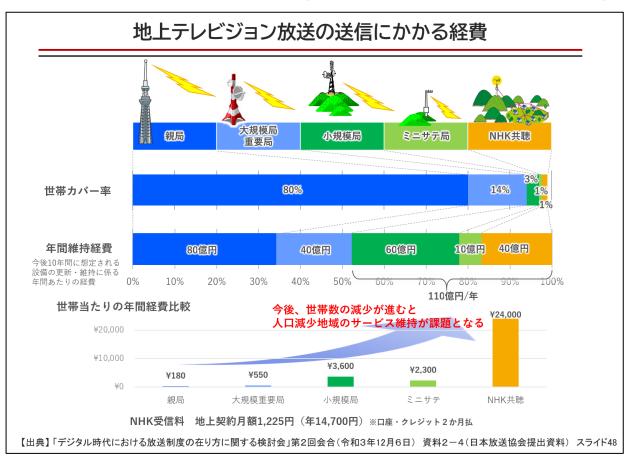
2課題

人口減少や視聴スタイルの変化等、放送を取り巻く環境が急速に変化する中、 良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送ネットワークインフ ラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備してい くことが課題となっている。

ハード・ソフトー致の場合、放送を全国に電波で送信することを目的とした 多数の中継局送信設備や鉄塔等から構成される放送ネットワークインフラを原 則、地上基幹放送事業者自らが保有・運用・維持管理しており、その効率化に は限界があると考えられる。

地上基幹放送事業者にとっての心臓部であるマスター設備については、デジタル技術の導入や設備の共同整備等によって、より効率的な運用が可能になると考えられる。

こうした放送ネットワークインフラに係る課題について、放送事業者からは、 放送を取り巻く環境の変化等を背景に、放送設備(中継局、マスター設備等) の共用化によるコスト削減について検討すべきという意見¹²が寄せられている。



図表3-3 NHKにおける地上テレビジョン放送の送信にかかる経費

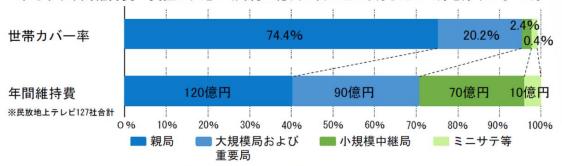
-

 $^{^{12}}$ 例えば、規制改革実施計画(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に係る放送事業者へのアンケート(2020 年(令和 2 年) 9 月 23 日~同年 10 月 30 日実施)では、マスター設備、送信所等の他局との共用を要望する意見が寄せられている。

民放の地デジ送信維持費

2. 世帯カバー率と年間維持費

- ・全国の民放127社の地デジ送信所を、親局/大規模局および重要局/小規模中継局/ミニサテ等に4区分し、それぞれの世帯カバー率と年間維持費を集計した。
- ・「ミニサテ等」と「小規模中継局」は、世帯カバー率が極めて小さい(合わせて3%弱)にもかかわらず、年間維持費の負担が大きい(同約80億円/年)ことが、あらためて浮き彫りになった。



- ※ 民放の地デジ送信所について調査しており、共聴等は含まない。
- ※ 関東・中京・近畿広域の親局カバー率は広域親局を参照した。このため「親局」のカバー率はNHKと若 干の差異があるが、「大規模局および重要局」を加えると94.6%となり、ほぼ一致している。

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第8回会合(令和4年4月15日) 参考資料3(一般社団法人日本民間放送連盟提出資料) スライド2

図表3-4 民放の地デジ送信維持費

③今後の方向性

放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していく観点から、例えば、株式会社放送衛星システム(基幹放送局提供事業者)のような、複数の地上基幹放送事業者の放送ネットワークインフラをまとめて保有・運用・維持管理する「共同利用型モデル」が経営の選択肢となり得る。

「共同利用型モデル」には、次のようなメリットがあると考えられる。

- 地上基幹放送事業者は、放送ネットワークインフラの保有・運用・維持管理を委託等を通じて外部の事業者に切り出すことによって、コンテンツ制作に注力することが可能となる。
- 委託等を受けた外部の事業者が放送ネットワークインフラの維持管理や 更新を一元的に担うことで、維持管理や更新の効率化が図られる。
- 画一的かつ均一的な維持管理の実施により、事故等の際の早期復旧につ ながるなど、放送の信頼性の向上も期待できる。
- ベンダー間の競争にも配意した機器の共同購入により、コストの低減が 図られる。

この「共同利用型モデル」が具体的な選択肢となるよう、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。

なお、放送ネットワークインフラの保有はしていないが、関東広域圏の民間 放送事業者5社が共同で設立した保守会社である株式会社日本デジタル放送シ ステムズの事例も参考になると考えられる。同社は地デジ化を機に2001年(平 成13年)に設立され、関東広域圏の民間放送事業者5社との契約により、中継 局送信設備の保守業務、補修業務及び更新業務を請け負っている。

また、「共同利用型モデル」の留意点としては、放送設備の安全・信頼性の引き続きの確保、放送ネットワークインフラの保有・運用・維持管理を行う事業者の収益性の確保等が考えられ、これらの留意点についても「共同利用型モデル」の実現に当たっては併せて検討が必要である。

(2) 地上基幹放送局

①現状と課題

地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のうち、中継局について、NH K及び民間放送事業者において可能な限り共同建設を行うなど、効率的な整備が進められてきた¹³。また、共同建設の中継局については、NHKと民間放送事業者との間で協定を結び、一部中継局の維持管理については共同で委託契約を行っている。

他方、株式会社日本デジタル放送システムズのような事例もあるが、共同委託契約による維持管理は限定的であり、原則、地上基幹放送事業者毎に委託契約が行われ、また、運用や設備更新に係る検討や発注についても地上基幹放送事業者毎に行われている。

こうした状況を前提に更なる効率化を図っていくことには限界があり、また、維持管理等に必要な社内外の人材の確保が困難となっていく中、将来的には費用増となるリスクも考えられる。

なお、株式会社日本デジタル放送システムズによれば、監視や現地出向などをまとめて実施することにより効率的な運用・維持管理が実現していることや、 更新業務において標準仕様をもとに複数ベンダーに競争させることでコスト低減を実現しているというメリットがある一方で、無線従事者の資格を有する人材の確保や収益について課題があるとのことである。

米国や仏国では、無線設備を保有・運用するハード会社や、土地・鉄塔・電源等を所有するタワー会社があり、放送事業者とは異なる第三者がハードを保有・運用する形態も見られる。

_

¹³ 全局数のうち約7割が共同建設となっている。

②今後の方向性

地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局について、諸外国の制度及び設備運用の事例も参考に、更なる効率化を図る観点から、中継局の保有・運用・維持管理を担うハード事業者(基幹放送局提供事業者)の設立も経営の選択肢となり得る¹⁴。その際、NHK及び民間放送事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提とすべきである。

ハード事業者を設立する時期については、2026年~2028年頃(令和8年~令和10年頃)に想定されるミニサテライト局の更新開始を見据え、更新することとなったミニサテライト局の保有(資産計上)が可能となるタイミングが考えられ、設立形態としては、NHK及び民間放送事業者による共同出資等が考えられる。

また、ハード事業者の対象設備の範囲としては、地上基幹放送事業者が特に人口減少地域や山間地等での中継局のコスト負担に課題を有していることから、まずは、ミニサテライト局をはじめ、山間地等の小規模な中継局とすることが考えられる。その場合、経済合理性の観点から、運用・維持管理については大規模な中継局等も含めハード事業者がまとめて実施することも考えられる。その結果、無線従事者の資格を有する人材が減少する中、円滑な人材確保も期待できる。また、ハード事業者の対象エリア(全国単位、地域ブロック単位、各放送対象地域単位)は、ハード事業者の持続可能性、競争性、ガバナンス体制の確保等の観点を考慮して検討すべきと考えられる。なお、地域によっては地方公共団体等が保有する中継局も存在しているところ、これらについても地方公共団体等と調整の上でハード事業者の対象設備となり得ると考えられる。

加えて、ハード事業者のステイクホルダーは多岐に渡ることが想定されるため、透明性の確保やデジタル技術の導入等において、事業運営のためのガバナンスが適切に確保されるべきである。

ハード事業者の設立と並行して、民間放送事業者よりもNHKの中継局が高コストであるとの調査結果も出ていることから、検証・シミュレーションを行ってその要因を分析し、合理的な仕様とすべきである。

なお、設立されたハード事業者においても、安全・信頼性に関する技術基準 の遵守や災害発生時のオペレーションの確保は引き続き適切に行っていくべき である¹⁵。

(3)マスター設備

①現状と課題

_

マスター設備とは、制作された番組・CMの映像音声データ等を、放送時間 にあわせて地上基幹放送局に送り出す「放送局の心臓部」とも呼ばれるシステ

¹⁴ なお、地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のみならず、ラジオ放送を行う地上基幹放送局等もハード 事業者の対象設備となり得る。

¹⁵ 本検討会第8回会合において、飯塚構成員から、米国では、タワー会社がサービスの一環として、24 時間 365 日のモニタリング、故障発生時の代替品の調達、修理スタッフの派遣、電源対策や防火対策等の災害対応等を行っ ている旨の説明があった。

ムのことで、ニュース、収録番組、CM等を番組表に従って切替えを行うとと もに、運行状況等の監視を行うものである。

現状、オンプレミスのシステムであり、地上基幹放送事業者毎にその社屋等に設置されている。10~15年毎に設備更新が必要であり、広告収入が減少する中、更新投資は各地上基幹放送事業者にとって大きな負担となっている。集約化については、例えば英国では、BBCからマスター設備部門が分離し、そのマスター設備を複数の放送事業者が利用している事例がある。

また、放送以外の分野においては、専用機器から汎用化(IP化)・ソフトウェア化・クラウド化という順に実用化が進んでいるところ、マスター設備についても、一部の地上基幹放送事業者においてIP化の導入が予定されている。クラウド化については、メーカーにおいて、2020年代後半に実用化するマイルストーンで開発が進められている。

米国では、地上放送や衛星放送でクラウドマスターを利用している事例がある¹⁶。

②今後の方向性

地上テレビジョン放送のマスター設備について、2028年~2030年頃(令和10年~令和12年頃)に想定される在京キー局での設備更新を見据え、効率化を図る観点から、マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は経営の選択肢となり得る。

集約化に当たっては、放送番組のやり取りが行われており、設備仕様がある程度共通化されている系列局の単位で集約化を図ることが現実的である。例えば衛星放送のプラットフォーム事業者¹⁷のように、マスター設備を特定の場所に設置し、その運用・維持管理を地上基幹放送事業者以外の事業者¹⁸が担うことや、クラウドサービス¹⁹として提供を受けることが考えられる。これによって監視業務や放送準備業務が一括して行われ、業務の効率化が図られると期待される。

集約化の対象エリアは、系列局単位での集約化を前提に、地域ブロックに加え、全国単位も視野に入ると考えられる。

その際、現状でも一部系列内において統一仕様を導入している事例があるが、 費用対効果や収益性を高める観点から、場合によっては系列を超えて統一仕様 を導入することも経営の選択肢として検討が必要と考えられる。また、放送コ ンテンツのインターネット同時配信にも対応したより効率的な方法について併 せて考慮することも考えられる。

_

¹⁶ FOX 社やDiscovery 社。

¹⁷ CS放送では、スカパーJSAT 株式会社が提供するマスター設備を各衛星放送事業者 (ソフト事業者) が利用している。

¹⁸ 例えば、マスター設備メーカーや複数の地上基幹放送事業者の共同出資による事業者のほか、ハード事業者 (基 幹放送局提供事業者) が地上基幹放送局の中継局に加えてマスター設備を保有・運用・維持管理することも考えら れる。

¹⁹ クラウドサービスについては、データの保存場所を利用者が選択可能となっている事例がある。

他方、集約化・IP化・クラウド化に当たっては、サイバーセキュリティ対策等、安全・信頼性をどのように確保可能かについて検討すべきである。追加的なコストが発生することとなるが、地方銀行²⁰等、他分野においてもクラウド化が進みつつあることも踏まえれば、持続可能な放送の実現のためのコスト削減とサイバーセキュリティ対策等の安全・信頼性確保の両立に向けた道筋を描くことは可能と考えられる。

我が国におけるマスター設備は、系列局において在京キー局から配信される番組素材のうちCMを差し替える際に元映像が見えてしまう「ちら見え」と呼ばれる現象が起きないようにする仕組や、CM中に字幕が表示されないように制御する仕組を持っており、諸外国のマスター設備と比較して精度の高い制御が可能となっている。こうした仕組を今後どうしていくか、経営の選択肢として検討が必要と考えられる。

また、米国では既にクラウド化は実用化されているが、我が国におけるクラウド化の実現に向けて、どの程度の可用性²¹を確保すべきかといった検討が必要と考えられる。

マスター設備の集約化・IP化・クラウド化は、放送事業者の経営の選択肢であることに留意しつつ、その要求条件を総務省において検討・整理すべきである。その際、放送に求められる可用性を確保するためには、不測の事態における対処をクラウド側に委ねるのではなく、マスター設備の利用者である放送事業者自らがリスクをグリップ(把握)し、コントロール(制御)できることが重要であることにも留意すべきである。

2. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替

小規模中継局等²²については、ブロードバンドの普及が進む中で、ブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ、5G等)による代替可能性について、視聴者にとって同程度のサービスを維持することを前提に検討することが適当であるという認識の下、2022年(令和4年)2月から、本検討会の下で「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」(以下「作業チーム」という。)を開催し、代替手段に求められる品質・機能、代替手段の利用可能性等について、参照モデルを作成するなどして検討してきた。

3年)5月に事業を開始した株式会社みんなの銀行は、樹定糸システムにパブリッククラワドの Google Cloud を採用している (Google Cloud Japan Team掲載記事 (2021年9月10日))。その他、株式会社福島銀行はSBIホールディングス株式会社とフューチャーアーキテクト株式会社が共同で開発を進めているアマゾンウェブサービス (AWS) のパブリッククラウド上の「地域金融機関向けのクラウドベースの勘定系システム」の採用を決定している (SBI 地方創生サービシーズ株式会社のニュースリリース(2022年1月20日))。

²¹ 例えば、可用性が 99.99% (フォーナイン) では年間 52分、99.999% (ファイブナイン) では年間 5.26分の停止時間という定義となる。

 $^{^{20}}$ 例えば、株式会社北國銀行は日本マイクロソフト株式会社のパブリッククラウドの Microsoft Azure 上で勘定系システム「BankVision」を 2021 年(令和 3 年) 5 月 3 日に稼働開始している(株式会社北國銀行、日本ユニシス株式会社及び日本マイクロソフト株式会社の共同ニュースリリース(2021 年 5 月 6 日))。また、2021 年(令和 3 年) 5 月に事業を開始した株式会社みんなの銀行は、勘定系システムにパブリッククラウドの 6 Google Cloud 8

²² 作業チーム取りまとめにおいては、ブロードバンド等による代替可能性を検討する代替元のネットワークとして、「ミニサテライト局及び共聴施設のほか、必要に応じて一部の小規模中継局が主に想定される」とされている。

その検討結果については、[別添]の作業チーム取りまとめのとおりである。検討の結果、FTTHを用いたIPユニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき²³、代替手段としての利用可能性があることが示された。これを踏まえ、IPユニキャスト方式のほか、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含め、最適な代替手段について引き続き検討を進めていくべきである。また、放送の代替手段となり得る既存サービスが存在しないIPユニキャスト方式については、特定の地域を対象に住民の方々や地方公共団体等の協力を得ながら配信を実験的に行うことにより、現実的な代替の可能性についての検証・検討に取り組むことが適当である。総務省においては、その検証・検討の状況も踏まえ、関係府省庁、関係事業者等と連携しつつ、引き続きブロードバンド等による代替について、2026年度(令和8年度)以降の円滑な実現に向けて制度面・運用面の課題等の検討を行うことが適当である。

3. 第3章小括

本章では、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等の放送ネット ワークインフラの将来像について検討した。

過疎化も進む中で、放送事業者があまねく受信義務・努力義務をこれまでと同様の手段によって達成することは困難になりつつある。放送を取り巻く環境が急速に変化する中においては、放送事業者の中長期的な経営戦略のうち「守りの戦略」として、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことが重要である。

このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等の放送ネット ワークインフラについて、安全・信頼性を確保することを前提に、経済合理性の視 点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべきである。

こうした問題認識の下、コスト負担を軽減するための具体的な経営の選択肢として、地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の中継局やマスター設備の「共同利用型モデル」及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替について提言した。今後、この将来像の実現に向け、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的な検討・協議を進めていくべきである。

-

²³ 本取りまとめにおいては、放送アプリケーションに係る経費を除外するなど、一定の条件・推計のもとに経済 合理性を算定した。

第3章「放送ネットワークインフラの将来像」の概要

- 放送を取り巻く環境が急速に変化する中において、良質な放送コンテンツを全国の視聴者に届けるため、放送事業者 ンツ制作に注力できる環境を整備していくべき
- このため、地上テレビジョン放送の小規模中継局やマスター設備等の放送ネットワークインフラについて、安全・信頼 性を確保することを前提に、経済合理性の視点も勘案し、デジタル技術の導入等による効率化を図るべき。
- この将来像の実現に向け、総務省も適切に関与しつつ、NHK及び民間放送事業者をはじめとした関係者間で具体的 な検討・協議を進めていくべき

現状と課題

【共同利用型モデル】(中継局、マスター設備)

- 〇 現状、全ての地上基幹放送事業者がハード・ソフト一致 であるが、この場合、放送ネットワークインフラを原則、地 上基幹放送事業者自らが保有・運用・維持管理しており その効率化には限界。
- マスター設備については、現状、オンプレミスのシステ ムであり、地上基幹放送事業者毎にその社屋等に設置 されている。10~15年毎に設備更新が必要であり、更新 投資は各地上基幹放送事業者にとって大きな負担。

【小規模中継局等のブロードバンド等による代替】

- 大規模エリアをカバーする親局から小規模エリアをカバーするミニサテライト局まで、基本的に電波によって放 送番組を視聴者に届けている。
- ブロードバンドの普及が進む中で、小規模中継局等の ブロードバンド等による代替可能性について検討すべき。

今後の方向性

- 地上テレビジョン放送を行う地上基幹放送局について 効率化を図る観点から、中継局の保有・運用・維持管理 を担うハード事業者(基幹放送局提供事業者)の設立も 経営の選択肢となり得る。その際、NHK及び民間放送 事業者ともに現在よりもコスト削減が図られることを前提 とすべき。
- マスター設備については、効率化を図る観点から、集 約化・IP化・クラウド化が経営の選択肢となり得る。
- 作業チームにおける検討の結果、FTTHを用いたIPユ ニキャスト方式について、比較的受信世帯数の少ない 小規模中継局等の代替としての経済合理性が期待でき 代替手段としての利用可能性があることが示されたこと で踏まえ、IPユニキャスト方式のほか、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含め、最適な代替手段について引き続き検討を進めていくべき。

 「IPユニキャスト方式については、特定の地域を対象に、住民の方々や地方公共団体等の協力を得ながら配信を生験のになることには、現実的など表の記述性については、
- 実験的に行うことにより、現実的な代替の可能性につい て検証・検討。
- 総務省は、関係府省庁、関係事業者等と連携しつつ、 制度面・運用面の課題等について引き続き検討。

図表 3 - 5 第3章「放送ネットワークインフラの将来像」の概要

第4章 放送コンテンツのインターネット配信の在り方

インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値をインターネット空間にも浸透させていくことが重要となっており、今後本格化していく放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の取組がキーとなる。

こうした問題意識の下、本章では、放送コンテンツのインターネット配信について、 その現状についてレビューを行った上で、今後の方向性について提言する。

1. 現状

(1) 民間放送事業者における取組

第1章で述べたような視聴スタイルの変化等を背景に、各放送事業者において放送コンテンツのインターネット配信に係る取組が進められており、無料・有料による見逃し配信、VOD配信、ライブ配信を提供している。

日本テレビは、無料配信サービスとして「日テレ無料! (TADA)」を2015年(平成27年)4月より開始し、見逃し配信及びVOD配信を提供しているほか、有料配信サービスとして「Hulu」を2014年(平成26年)4月より開始し、VOD配信及びライブ配信を提供している。

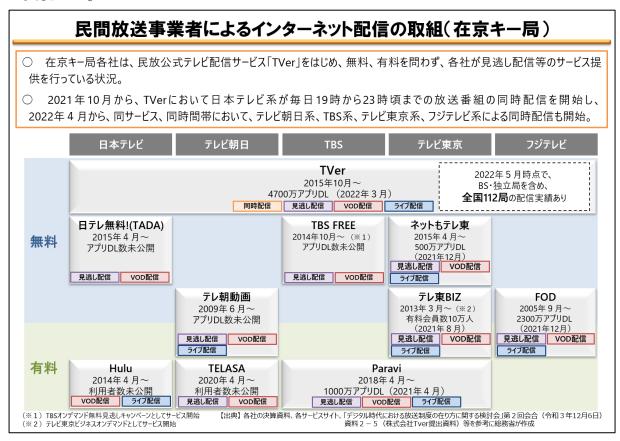
テレビ朝日は、「テレ朝動画」を2009年(平成21年)6月より開始し、無料の見逃し配信及びライブ配信、有料のVOD配信を提供しているほか、有料配信サービスとして「TELASA」を2020年(令和2年)4月より開始し、見逃し配信及びVOD配信を提供している。

TBSは、無料配信サービスとして「TBS FREE」を2014年(平成26年)10月より開始し、見逃し配信及びVOD配信を提供しているほか、有料配信サービス「Paravi」(2018年(平成30年)4月開始)に放送コンテンツを提供している。

テレビ東京は、無料配信サービスとして「ネットもテレ東」を2015年(平成27年)4月より開始し、見逃し配信、VOD配信及びライブ配信を提供しているほか、「テレ東BIZ」を2013年(平成25年)3月より開始し、見逃し配信、VOD配信及びライブ配信を提供(コンテンツにより無料・有料の別有り)し、更に有料配信サービス「Paravi」(2018年(平成30年)4月開始)に放送コンテンツを提供している。

フジテレビは「FOD」を2005年(平成17年)9月より開始し、無料の見逃し配信及びライブ配信、有料のVOD配信を提供している。

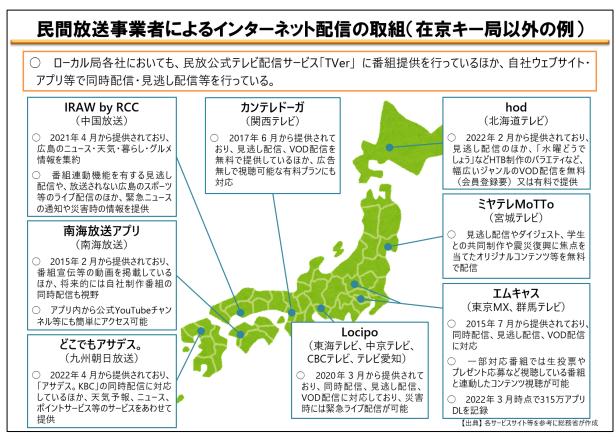
一方、2015年(平成27年)10月に開始した民放公式テレビ配信サービス「TVer」は、 在京キー局、ローカル局、BS、独立局のほか、NHKを含め、全国112局の配信実績 (2022年(令和4年)5月時点)を有している。サービス開始後、無料での見逃し配信、VOD配信及びライブ配信を行ってきたところ、2021年(令和3年)10月からは、日本テレビ系が毎日19時から23時頃までの放送番組の同時配信を開始し、2022年(令和4年)4月からは、同サービス・同時間帯において、テレビ朝日系、TBS系、テレビ東京系及びフジテレビ系による同時配信も開始され、民放5系列揃っての同時配信が実現した。



図表4-1 民間放送事業者によるインターネット配信の取組(在京キー局)

また、ローカル局においても自社ウェブサイト・アプリ等において、生活情報、ポイントサービス、プレゼント応募などと連動しつつ、同時配信や見逃し配信等を行っている。

例えば、hod (北海道テレビ)、ミヤテレMoTTo (宮城テレビ)、カンテレドーガ (関西テレビ)、Locipo (東海テレビ、中京テレビ、CBCテレビ、テレビ愛知)及びIRAW by RCC (中国放送)では、配信サービス (同時配信、見逃し配信、VOD配信又はライブ配信)が提供されており、エムキャス (東京MX、群馬テレビ)では、配信サービスにおいて生投票やプレゼント応募など視聴している番組と連動したコンテンツ視聴が可能となっている。また、南海放送アプリ (南海放送)では、番組宣伝等の動画を掲載し、アプリ内から公式YouTubeチャンネル等へのアクセスが可能となっており、どこでもアサデス。(九州朝日放送)では、「アサデス。KBC」の同時配信に対応しているほか、天気予報、ニュース、ポイントサービス等のサービスをあわせて提供している。



図表 4-2 民間放送事業者によるインターネット配信の取組(在京キー局以外の例)

(2) NHKにおける取組

NHKは、放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)の施行により、テレビジョン放送の常時同時配信が解禁されたことを受け、テレビジョン放送の補完サービスとして、2020年(令和2年)4月に「NHKプラス」を開始し、総合テレビ及びEテレの同時配信等 24 を行っている。

_

 $^{^{24}}$ 同時配信は、総合テレビについては原則 24 時間 (放送休止時間を除く。)、Eテレについては 5:00-24:00 の 提供。また、同時配信のほか、7日間の見逃し番組配信も提供。

「NHKプラス」のサービス概要

- ◆ NHKプラスはインターネットでNHKの地上波放送番組(総合テレビ・教育テレビの放送番組)を視 聴できる動画配信サービス。
- ◆ NHKプラスは利用者に対価を求めることなく実施されるが、受信契約を確認できない者に対しては、

画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示。 ◆ 2022年2月末時点で、NHKプラスのID登録数は約232万件となっている。 放送同時配信 見逃し番組配信 どこでもNHKの番組を楽しめる いつでもNHKの番組を楽しめる 総合テレビやEテレの番組を放送 総合テレビやEテレの番組を放送 と同時に視聴できます。 終了後から7日間視聴できます。 追いかけ再生 プレイリスト ジャンルやテーマ別に見逃し番組を 放送中に、番組の冒頭や途中に 戻って視聴できます。 並べ、番組を見つけやすくしました。 ※同時配信は、総合テレビ:原則24時間(放送休止 時間を除く。)、Eテレ5:00-24:00の提供。 【出典】 N H Kプラス リーフレットを元に作成

図表4-3 「NHKプラス」のサービス概要

また、NHKのインターネット配信について、放送番組等のインターネット配信の 意義やサービスニーズを検証するため、主にテレビを保有していない者を対象とした 放送番組等の配信を行う社会実証の実施について総務省より要請を行い、現在、NH Kにおいて社会実証が順次実施されている。2022年(令和4年)4月22日から同年5 月6日までの期間で実施された第一期社会実証においては、「正しく理解が深まり、 気付く」、「知識が広がり、つながる」、「簡単に、必要な情報が見つかる」という3つ の機能について、「主要ニュースについて、NHKの豊富なアーカイブを活用し類似 ニュースの"まとめ"とは違う多角的視点を提示」する「サービス①」をはじめとし た7つのサービスの実証が行われた。

この第一期社会実証では、7つのサービスについて、社会実証の対象者により、6 割から8割程度、社会あるいは対象者自身にとって有用と評価し、例えば、「サービス ①」では、「背景や因果関係などについて信頼のおける情報、最新の情報、重要な情報 をうまく自分で見つけ出すことが難しい」、「多角的視点からの幅広い情報を見つける ことが難しい」といった問題意識について、7割以上の対象者が問題と感じ、そのう ちの6割以上の対象者が本サービスで解決可能と回答したと報告されている。



図表4-4 NHK社会実証の概要



図表4-5 NHK社会実証の「サービス①」の概要

江五八	証の評価	ч	NHK		
3つの機能	と、それを実装	麦したサービス(機能)への	の評価は高く、一定の評価	ができるのではないか。	
報空間の課題	3つの機能		個別機能への評価		
		問われている役割	個別機能	解決する社会課題(対象)	数值
フェイク ニュース レコメンデー ション SNS上の 極端な意見	正しく理解が 深まり、気付く	情報を正しく・偏りなく理解することを支援する機能が、社会に必要かどうか 多様性が共有され、分断の改善に役立つ機能が、社会に必要かどうか	フェイクアラートマーク	フェイクニュース(自身)	72.0%
			フェイク 意見の分断状況を アラート 可視化	社会的分断 (自身)	74.9%
			地域 地図上で各地の違いや 多様性を可視化	違いや多様性の理解(社会)	79.7%
レコメンデー ション SNS上の 極端な意見	知識が広がり、 つながる	 多角的視点での提供機能が 社会に必要かどうか 偏ったレコメンドを避けるなど の機能が社会に必要かどうか 	NEWS 関連ニュースを多角的 WEB な視点で提示	信頼できる情報・幅広い情報を見 つける(社会)	77.3%
			NEWS 関連番組を幅広く・ WEB 分野を超えて提供	偏ったレコメンド(社会)	75.6%
			ー皇・ 連続再生 二ユースを提示	偏ることなく知識をつなげたり、 社会の全体像を把握(社会)	66.1%
アクセス問題 メディア リテラシー	簡単に、必要な 情報が見つかる		災害 災害情報のマップ化・ マップ 累積化	防災·減災(社会)	81.2%
			ー望・ 適切な編集方針で 連続再生 ニュースの一望が可能	知識や視野を広げる(社会)	64.1%
			地域 位置情報から動画等で 文化 地域文化を発見	各地域の文化を発見(社会)	68.8%

図表4-6 NHK社会実証の評価

(3) プラットフォーマーにおける取組

プラットフォーマーにおける取組としては、例えば、Yahoo! JAPANでは、各放送事業者との連携により、各放送事業者が持つ放送コンテンツを、ユーザの利用に合わせて、トップページ(各デバイス、アプリ)において時世に合わせた放送コンテンツとの接点を創出している。

具体的には、GYAO! (情報・エンターテインメント領域)、Yahoo!ニュース (報道領域)、Sportsnavi (スポーツ領域) において、各放送事業者の放送コンテンツをVODやライブで配信を行いつつ、Yahoo! JAPANトップページやYahoo! JAPANアプリにおいて掲出・誘導する取組 (例えば、災害等の緊急時における放送番組のライブ中継配信、主要タイムラインでの各局VOD動画の自動再生、放送番組の見逃し配信の試行的実施など)を行うなど、ユーザが情報を取得しやすい環境で放送事業者のコンテンツを展開し、公共性の高いコンテンツとして誘導ができるよう、取り組んでいる。

Yahoo! JAPANにおけるテレビ各局との取り組み

各局との連携により、各局が持つ放送コンテンツを、ユーザーの利用に合わせた面で展開。 大きなユーザー接点を有するトップページ(各デバイス、アプリ)にて、時世に合わせて 魅力的なコンテンツとの接点を創出

情報・エンターテインメント領域

GYAO!

テレビ番組の見逃し(キャッチアップ)配信として、ドラマやバラエティ、 情報番組を中心に放送終了後からVODにて視聴可能

銀道舖は

Yahoo! ニュース

BSニュースチャンネルの24時間LIVE配信や、各局が有する動画 ニュースをVODで随時配信

スポーツ領域

Sportsnavi

各局が主催・配信権を保有する競技・大会での試合のLIVE 中継配信、試合ダイジェストや特別映像をVOD配信

タッチポイント

Yahoo! JAPAN トップページ Yahoo! JAPAN アプリ

各サービスで行っている各領域での 各局様の取り組みを適宜、大きな ユーザー接点を持つYahoo! JAPAN トップページにて掲出・誘導

【出典】「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第10回会合(令和4年6月2日)資料10-2(ヤフ一株式会社提出資料)

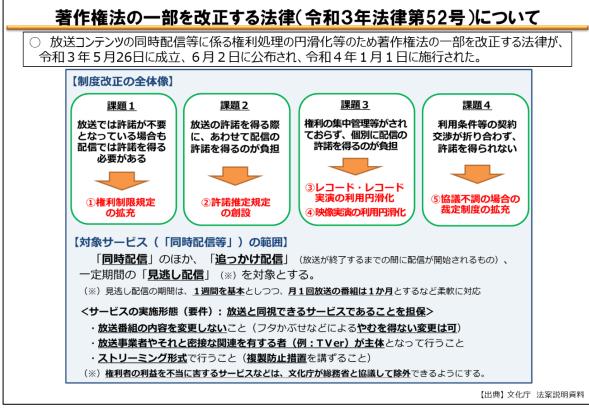
図表4-7 Yahoo! JAPANにおけるテレビ各局との取組

(4) 著作権法の改正

放送コンテンツの同時配信等(同時配信、追っかけ配信及び原則放送から1週間以内の見逃し配信)に係る権利処理については、著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)によって、その円滑化に関する措置が講じられた。

具体的には、①権利制限規定の拡充、②許諾推定規定(放送事業者と、放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際に、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に加え、放送同時配信等の利用も許諾したと推定するもの)、③レコード・レコード実演の利用円滑化、④映像実演の利用円滑化、⑤協議不調の場合の裁定制度の拡充が講じられた。

また、2022年(令和4年)1月の施行に当たっては、総務省及び文化庁において「放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン」を策定するなど、所要の制度整備が行われている。



図表4-8 著作権法の一部を改正する法律(令和3年法律第52号)について

2. 課題

第1章及び本章「1. 現状」において述べたとおり、近年、インターネット動画配信サービスの伸長等によって、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がり、特に若者を中心に「テレビ離れ」が加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化している。

他方、インターネット空間では、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった社会問題も顕在化する中、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値をインターネット空間にも浸透させていくことがこれまで以上に重要になってくるものと考えられ、今後本格化していく放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の取組がキーとなる。

我が国の放送は、受信料収入を経営の基盤とするNHKと、広告収入又は有料放送による料金収入を経営の基盤とする民間放送事業者の二元体制の下、それぞれの特性を活かすことで、全体として視聴者への適切な情報発信が確保されている。このため、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、この二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要となる。

英国では、デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DСMS)がBBCの中間

レビューを開始 25 するとともに、BBCがデジタル・ファーストの公共サービスメディア組織を構築するための計画 26 を公表し、その計画の中で、「将来の変更の例 (Examples of future changes)」として、BBCの視聴者の75%をiPlayer 27 を通じたものに拡大すること等を挙げている。

3. 今後の方向性

国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させていくべきである。

(1) 放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等を後押しする方策

放送事業者における放送コンテンツのインターネット配信については、各放送事業者の経営判断によって行われるものであるが、自らの意思により、災害情報・地域情報等の発信、視聴履歴の適切な取扱い等、誰もが安心して視聴できるという信頼を寄せることができる放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等については、視聴者利便の観点や法的観点も含め、その取組を後押しする方策を今後具体的に検討していくべきである。その際、当該配信サービスは放送の補完であることに留意し、コストや普及の実現性等を考慮し、公共性を求め過ぎることにより、サービス普及自体に支障が生じないよう、輻輳や遅延等の発生による品質の低下等をある程度許容すべきである。

特に、「誰もが目を通すメディア」(プラットフォーム)に放送コンテンツが提供されることが重要である。災害時に「誰もが目を通すメディア」としてあり続けるためにも、当該プラットフォームにおいて平時から必要な情報が必要なときに得られることや、地域性を考慮した地域情報等が提供されることが重要であり、当該プラットフォームにおいて、操作性や利便性の観点から、例えば、普段からテレビで放送コンテンツのインターネット配信を簡便に視聴できるようにすること、放送事業者との連携による放送コンテンツの充実・強化、視聴者が一定の信頼性を有するコンテンツをその他コンテンツと区別できる形での提供、事業機会を毀損する違法投稿の監視・排除の厳格化など、公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴され

²⁵ "BBC review to focus on impartiality and 'levelling up' job opportunities" (26 May 2022)

²⁶ "Plan to deliver a digital-first BBC" (26 May 2022)

²⁷ BBCが放送するほぼ全ての番組について、同時配信、見逃し配信により、オンラインで視聴できるサービス。 アーカイブのオンデマンド配信やオンライン独占配信も実施。

るための取組についても今後具体的に検討していくべきである²⁸。ただし、プラットフォームの活用方法についても、インターネット配信が各放送事業者の経営判断によるものであることに留意して検討していくべきである。

(2) NHKのインターネット配信の在り方

NHKのインターネット配信については、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中においても、二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要であるとの認識の下、第一期社会実証において、インターネット空間におけるNHKの役割・意義についてインフォメーション・ヘルスの確保等の観点から一定の評価が確認できたところ、今後行われる第二期以降の社会実証の結果も注視しつつ、そのインターネット配信の在り方について引き続き検討していくべきである。その際、NHKのインターネット配信は、二元体制の一翼を担う民間放送事業者にとっても、技術的知見の共有等の観点で意義あるものであるべきという視点も必要である。

4. 第4章小括

本章では、放送コンテンツのインターネット配信について、現状及び課題についてレビューを行った上で、今後の方向性を示した。

インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値を放送同時配信等によりインターネット空間にいかに浸透させることができるかが重要となる。

こうした問題意識の下、放送事業者のインターネット配信については、各放送事業者の経営判断により行われれるものであるが、自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等について、その取組を後押しする方向で、視聴者利便の観点や法的観点も含め、今後具体的に検討していくべきである。特に、「誰もが目を通すメディア」(プラットフォーム)において公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組について、インターネット配信が各放送事業者の経営判断によるものであることに留意しつつ、今後具体的に検討していくべきである。

また、NHKのインターネット配信については、インターネットを含めて情報空

²⁸ 放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会(第7回)(2022年(令和4年)4月25日開催)資料7-2「配信サービスに対するガイドラインの適用に関する基本的考え方」においても、例として、「老若男女の誰もが安心して視聴できるという信頼を寄せることができる配信サービスか、それ以外の配信サービスか、視聴者にとって見分けが付くとともに、前者のサービスに容易にアクセスすることができるよう、前者については、視聴者保護の観点から、例えば、普段からテレビで採用事業者のインターネット配信を簡便に視聴できるようにすること(例:TVerやNHKプラスが上乗せ規律に準じた準則を採用する場合に、その同時配信や見逃し配信がすぐに起動するようにすること)などが考えられるのではないか。」と言及されている。

間が放送以外にも広がる中においても、二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要であるとの認識の下、今後行われる第二期以降の社会実証の結果も注視しつつ、その在り方について引き続き検討していくべきである。

第4章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」の概要

◆ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中、国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、放送の価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させていくことがこれまで以上に重要。その価値の浸透を後押しする仕組みについて検討すべき。

現状と課題

- 動画配信サービスの伸長等により、インターネットを含 め情報空間が放送以外にも広がり、若者の「テレビ離 れ」が加速するなど、放送を取り巻く環境は大きく変化。
- インターネット空間では、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった社会問題も顕在化。

【民間放送事業者】

- 民放公式テレビ配信サービス「TVer」をはじめ、無料・有料を問わず、見逃し配信等のサービス提供。
- キー局における同時配信サービスも開始。
- ローカル局も自社ウェブサイト・アプリ等において、 同時配信や見逃し配信等を実施。

[NHK]

- O 放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号)の施行により、テレビジョン放送の常時同時配信が解禁されたことを受け、テレビジョン放送の補完サービスとして、令和2年4月に「NHKプラス」を開始。
- インターネット配信の意義やサービスニーズを検 証するため、主にテレビを保有していない者を対象 とした放送番組等の配信を行う社会実証を実施中。

今後の方向性

- ✓ 国民の「知る自由」を保障し、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たすことで、健全な民主主義の発達に貢献し、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスを確保する観点から、放送コンテンツの価値を放送同時配信等によりインターネット空間にも浸透させていくべき。
 - ✓ 自らの意思により、放送に準じた公共的な取組を 行う放送同時配信等を後押しする方策(特に、「誰 もが目を通すメディア」(プラットフォーム)において 公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴される ための取組)について今後具体的に検討すべき。
 - ✓ インターネットを含めて情報空間が放送以外にも 広がる中においても、二元体制を情報空間全体で 維持していくことが重要という認識の下、社会実証 の結果も注視しつつ、NHKにおけるインターネット 配信の在り方について引き続き検討していくべき。

図表4-9 第4章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」の概要

第5章 デジタル時代における放送制度の在り方

デジタル時代において、放送が引き続きその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくためには、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備することが重要である。

このため、本章では、マスメディア集中排除原則の見直し及び複数の放送対象地域における放送番組の同一化について提言する。また、第3章の方向性を踏まえ、「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度等及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替に伴う制度的手当について提言する。加えて、第4章で述べたとおり、NHKのインターネット配信の在り方について今後検討を進めた上で、併せて検討していくべきものとしてその制度的位置付けを挙げている。

1. マスメディア集中排除原則の見直し

(1) 現状

マスメディア集中排除原則は、「基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」(放送法第91条第2項第1号)ため、放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すものである。

一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと(兼営)のほか、基幹放送 事業者が「支配関係」を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと(支配) を原則として禁止している。

- 「支配関係」の基準29 (地上基幹放送の場合)
 - ・議決権保有割合: 同一放送対象地域 1/10超、異なる放送対象地域 1/3超
 - ・役員兼任割合: 特定役員³⁰の1/5超
 - 代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の兼任
- 特例として、ラジオ4局特例、特定隣接地域特例、経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例、認定放送持株会社制度に係る特例等が設けられている。

30 地上基幹放送における特定役員とは、業務執行役員及び業務執行決定役員をいう(放送法第2条第31号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第3条第1項)。

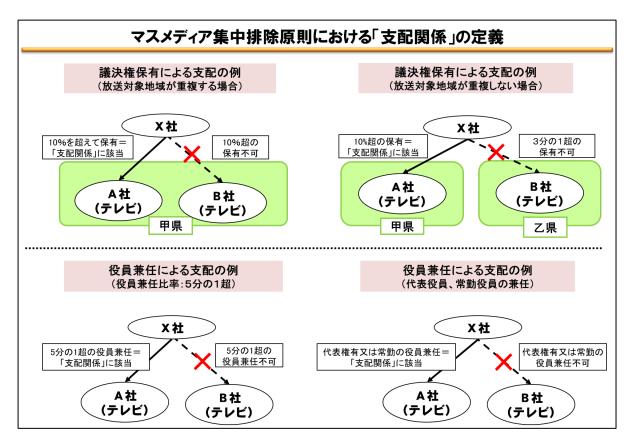
²⁹ 支配関係の基準や特例は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成 27 年総務省令第 26 号)において規定。

基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)の概要 放送法 第1条 (目的) 放送が健全な民主主義の発達に 放送が国民に最大限に普及されて、 資するようにすること その効用をもたらすことを保障すること ₩ 放送法 第91条 (基幹放送普及計画) 基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、 基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする (※)基幹放送:地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等 (東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない) 一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、 多元性、多様性、地域性の三原則を実現 放送法 第2条32号及び第93条第1項 基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定 X <認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分> (放送法第93条第1項第5号) 支配関係 支配関係 基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。 Z 基幹 イ 基幹放送事業者 支配関係 ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X) ハ イ又は口に掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y·Z) Υ

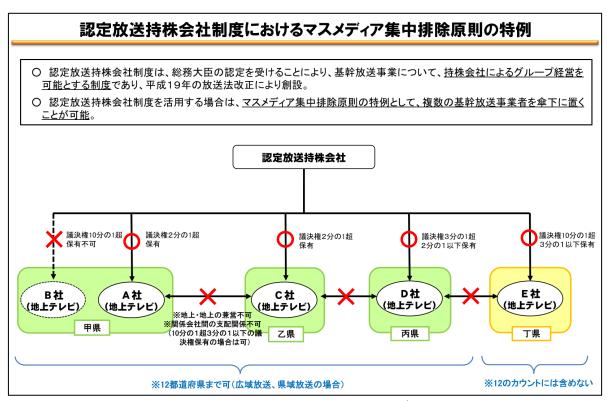
図表5-1 マスメディア集中排除原則の概要

マスメディア集中排除原則の具体的規定の全体像(概要) 地上基幹放送(テレビ・ラジオ) 衛星基幹放送 同一放送対象地域 異なる放送対象地域 (BS放送·東経110度CS) 【「支配関係」の基準】(第5条第1項・第6条) 【「支配関係」の基準】(第5条第2項・第6条) 【「支配関係」の基準】(第5条第3 ・議決権保有割合: 1/10超 ・議決権保有割合: 1/3超 項・第6条) ##W/IE/M*IP ロコロ・1/3/世 役員兼任割合: 1/5超 代表権を有する特定役員^{※1}又は常勤の特定役員 •役員兼任割合: 特定役員※1の1/5超 議決権保有割合: 1/3超 ・代表権を有する特定役員※1又は常勤の特定役員 ·役員兼任割合:特定役員^{※3}の 1の兼任 1の兼任 1/5超 代表権を有する特定役員※3又は ※1 業務執行役員及び業務執行決定役員。 【テレビ兼営特例】(第8条第1号) 常勤の特定役員^{※3}の兼任 業務執行決定役員であって業務執行役員で テレビ放送事業者又はそれを支配する者は、異なる放送対象地域のテレビ放送事業者を議決権保 者の数の業務執行決定役員の総数 有割合1/10超1/3以下の範囲内で兼営・支配する とが可能 【トラポン数上限】(第8条第6号) 【ラジオ(コミュニティ放送を除く。)4局特例】(第8条第2号・第4号) ○1/3超の議決権保有関係でつながる ・ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)は、放送対象地域の重複に関わらず、4局まで兼営・支配が可能。 グループ全体において、 ·2K: 計4トラポン以下 【特定隣接地域特例】(第12条) 【コミュニティ放送特例】(第8条第3号) ·4K: 計4トラポン以下 ・放送対象地域に同一の市区町村の区域を含むコミュニティ放送は、複数(上限に)の兼営・支配が可能 特定隣接地域※2「木放送対象地域が含まれる地上 基幹放送事業者(コミュニティ放送を除く。)又はそれを支配する者は、複数の同一メディア(テレビ又 〔地上基幹放送事業者及び衛星基幹放 送事業者をグループに含む場合〕 〇上記条件に加え、以下の条件を満たす 【三事業支配の禁止の特例】(第8条第5号) はラジオ)の兼営・支配が可能。 ことが必要(第8条第7号イ·ロ) -ス又は情報の独占的頒布のおそれがないと (2 2以上の放送対象地域(関東・中京・近畿広域圏を除く。)のうちの特定の1の放送対象地域に他の全ての放送対象地域が隣接する。 ·BS放送事業者への議決権保有割合 きは、三事業支配(新聞・テレビ・ラジオの支配)が可能。 は1/3超1/2以下の範囲内 一定の要件において当該議決権保有 関係を支配関係に該当しないとみなす 【経営困難特例】(第11条) 会社更生法の更生手続開始の決定を受けている場合等に該当する地上基幹放送事業者は、第8条第1号 ・グループ全体の東経110度CS放送 は2トラポン以下 から第5号までの特例の適用に当たり、地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。 [認定放送持株会社制度の特例](第9 【経営基盤強化計画認定制度における役員兼任に係る特例】(第10条 冬笙3号)** 認定経営基盤強化計画を提出した基幹放送事業者に対する特定役員兼任割合が1/5超1/3以下の場合は、 〇認定放送持株会社と1/3超の議決権 支配関係に該当しないものとみなす。 保有関係でつながるグループ全体 のBS放送は、 ・2K: 計0.5トラポン以下 【認定放送持株会社制度の特例】(第9条第2号) **4K:計0.5トラポン以下 **4K:計0.5トラポン以下 **4 第8条第7号ロは適用。 **4 第8条第7号小に適合する場合、この 特例は適用されず、第8条第6号が適用。 ・認定放送持株会社が1/3超の議決権割合を保有 する地上基幹放送事業者(テレビ・ラジオ)の放送 対象地域につき12都道府県まで。 注) 条文番号は、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)のもの。

図表5-2 マスメディア集中排除原則の具体的規定の全体像(概要)



図表5-3 マスメディア集中排除原則における「支配関係」の定義



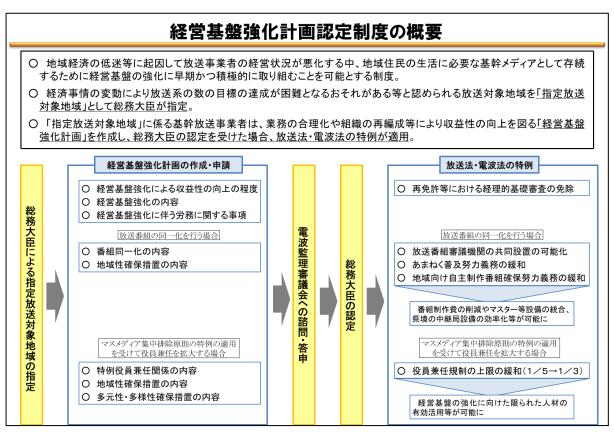
図表5-4 認定放送持株会社制度におけるマスメディア集中排除原則の特例

(2)課題

マスメディア集中排除原則の政策目的は今なお重要であるが、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適合的とは言えなくなっている部分があると考えられる。経営の選択肢を狭め、かえって多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分や、マスメディア集中排除原則の政策手段が、放送番組の多様性・地域性の確保に必ずしもつながっていない部分もあると考えられる。

経営基盤強化計画認定制度において役員兼任割合に係る特例が設けられているが、議決権保有割合に係る特例が設けられていないほか、経営基盤強化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないという意見もある。

また、事業者からは、認定放送持株会社制度に係る特例(傘下の地上基幹放送事業者の地域制限は12都道府県まで)の適用状況が現状において上限に迫りつつあり、また、今後の地方経済の状況次第では、系列局の地元株主が株式を手放すことも想定され、資本政策上の課題となる等として、経営の選択肢を増やす観点から、当該特例等の緩和が要望されている³¹。



図表5-5 経営基盤強化計画認定制度の概要

-

³¹ 詳細は、本検討会第4回会合 資料4-3(株式会社フジ・メディア・ホールディングス提出資料)を参照。



図表5-6 各認定放送持株会社の関係会社一覧

(3) 今後の方向性

放送の多元性・多様性・地域性の確保を目指すマスメディア集中排除原則について、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきである。

①地上基幹放送関係

異なる放送対象地域について、特にローカル局の経営力の向上を図り、隣接県に限らない経営の連携が可能とする観点から、次のア及びイを措置すべきである32

- ア 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限の撤廃
 - ・認定放送持株会社制度が資本関係を通じたグループ経営を可能とするものである一方で、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)が設けられているが、資本関係と自社制作番組比率との間に関連性が特に認められないなど、大きな影響は見られていない。こうした制度の趣旨、これまでの運用状況及び事業者ニーズを踏まえると、地域制限を維持する必要性は認められない。
- イ 地上基幹放送の異なる放送対象地域(認定放送持株会社制度によらない場

32 ア及びイのいずれについても、議決権保有による支配関係のみならず、役員兼務による支配関係についても緩和の効果が及ぶ。

合) に係る規制の特例の創設

- ・認定放送持株会社制度によらない場合でも経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビジョン放送について隣接・非隣接に関わらず兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当である。兼営・支配を可能とする一定の数の制限については特定隣接地域特例を参考とすることが考えられる。また併せて、ラジオ放送については、これまでの運用状況及び事業者ニーズ³³を踏まえ、現行のラジオ4局特例を見直し、異なる放送対象地域について兼営・支配を可能とする数の制限を緩和することが適当である。
- ・なお、特定隣接地域特例については、現在、関東・中京・近畿の3つの広域圏はその対象から除かれているが、広域圏も対象とすべきかどうかについては、広域圏の影響力にも留意しつつ、検討・措置すべきである。

他方、同一放送対象地域に係る支配関係の基準は、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、現時点では現状維持とすべきである。

ただし、同一放送対象地域内において、放送設備の共同調達や共同利用といったハード設備を核とした連携など、ネットワーク系列を超えた地域内での連携も考えられるところ、そうした連携を行う上で、マスメディア集中排除原則の緩和により、資本関係等の強化を求める具体的なニーズがあるかどうか、引き続き注視していくこととする。

②衛星基幹放送関係

認定放送持株会社制度の特例として認められている衛星基幹放送(BS放送)のトランスポンダ数の保有上限規制(0.5トランスポンダ)自体は、現時点においてはBS放送に割り当てられる総トランスポンダ数に変更がないことに鑑みると、現状維持とすべきである。

BS放送に割り当てられる総トランスポンダ数が変わらない状況にあっても、 圧縮技術の高度化等により、同じ帯域の中により多くのチャンネルが収容できる ようになり、画質の向上も図られるようになる。これにより、放送の多元性・多 様性が一層確保されると考えられる。

こうした点を踏まえ、個々の認定放送持株会社における衛星放送事業の経営の選択肢や柔軟性を拡大する観点から、例えば、認定放送持株会社が衛星基幹放送 (BS放送)を追加的に1チャンネル保有することで一時的に上限 (0.5トランスポンダ)を超える場合であっても、関係するチャンネルに高効率な圧縮方式を新たに導入して周波数を有効に利用することにより、一定期間経過後に上限内に収めることができる計画を有することが確認できれば、当該期間内においてそれを容認する特例措置をとることが適当である。

-

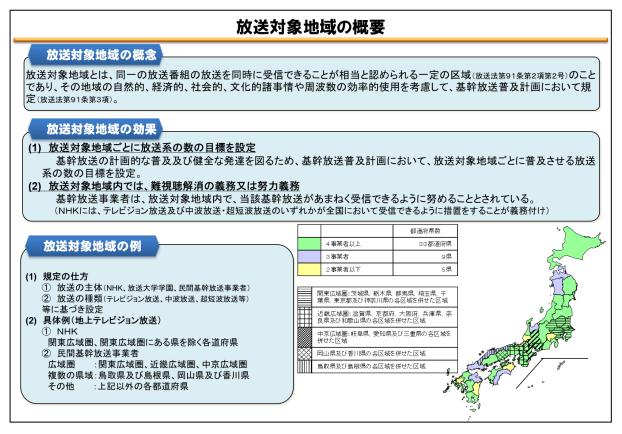
 $^{^{33}}$ 本検討会第 9回会合 資料 9-1 (株式会社エフエム東京提出資料)を参照。

2. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

(1) 現状

放送対象地域は、「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」(放送法第91条第2項第2号)であり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して基幹放送普及計画(告示)において定めることとされている(放送法第91条第3項)。

基幹放送普及計画においては、例えば、地上テレビジョン放送について、放送対象地域は広域放送(関東広域圏、中京広域圏、近畿広域圏)及び県域放送と定められているほか、当該放送対象地域ごとに放送系(同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる基幹放送局の総体(放送法第91条第2項第3号))の数の目標が定められている。



図表5-7 放送対象地域の概要

(2)課題

人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分があると考えられる。

現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っておらず、地域情報の 発信という観点から障害になっている部分もあると考えられる。

経営基盤強化計画認定制度では放送番組の同一化が可能であるが、経営リスク が顕在化する前に積極的な経営戦略を描きたい場合に利用できない、経営基盤強 化計画の申請・認定等の手続きが煩雑で使い勝手が必ずしもよくないといった意 見もある。

また、事業者からは、メディア環境の変化や地方における人口減などにより、 今後、テレビ広告市場が想定以上に縮小していく懸念もぬぐい切れず、中小規模 のローカル局は固定的な経費の比率が高くコスト削減には限界があるため、経営 難が顕在化した場合に迅速な対応が可能となるよう、先行して経営の選択肢を増 やしておくことが望ましいとして、複数の放送対象地域における放送番組の同一 化が要望されている³⁴。

(3) 今後の方向性

「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」たる放送対象地域は県域を基本としているが、地域社会の実態等を踏まえつつ、経営の選択肢を増やす観点から、同一の放送番組の放送対象となる地域について柔軟化を図るべきである。

具体的には、放送対象地域自体は現行から変更せず、希望する放送事業者において、複数の放送対象地域における放送番組の同一化が可能となる制度を設けるべきである。放送番組の同一化を可能とする地域については、放送の多元性・多様性・地域性に与える影響を考慮し、マスメディア集中排除原則における隣接の概念を参考に、一定の制限を設けるべきである。

なお、経営基盤強化計画認定制度においても放送番組の同一化が可能であるが、 当該制度は、事前の認定手続きに基づく国の一定の関与の下で様々な規制の特例 が適用されるものである。一方、今回の同一の放送番組の放送対象となる地域の 柔軟化については、放送を取り巻く大きな環境変化を踏まえ、事前の手続きなし に戦略的に経営の選択を行うことを可能とするものと整理ができる。

また、複数の放送対象地域における放送番組の同一化を行う放送事業者に対して、地域情報の発信を確保するための仕組を併せて措置すべきである。

地域情報の発信を確保するための仕組としては、例えば、認定放送持株会社傘下の放送事業者には地域向け自社制作番組確保の努力義務規定³⁵が設けられている。放送番組の同一化を行う放送事業者について、例えば、それぞれの放送対象地域に係る地域情報の発信を確保するための努力を促すことや、地域情報発信に係る取組の見える化のため、その計画や取組状況を当該放送事業者自らが公表する等の仕組を設けることが考えられる。その際、番組制作への注力という目的の実現に向け、具体的な方法は放送事業者に委ねつつも、視聴者への説明責任が果たされるようPDCAサイクルを確保することが重要である。このような地域情報の発信を確保するための仕組について、引き続き、幅広い関係者の意見も参考にしつつ検討していくこととする。

34 詳細は、本検討会第4回会合 資料4-4 (株式会社テレビ朝日ホールディングス提出資料) を参照。 35 対送対策162条において 「翌ませ送特性会社の関係会社である其幹な送事業者(その其幹な送に係る

³⁵ 放送法第 163 条において、「認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者(その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。)は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たつては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。」と規定されている。

3.「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度等

第3章で述べたとおり、地上基幹放送については、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)により、それまで認められていたハード・ソフト一致に加え、ハード・ソフト分離も選択可能な制度が整備されている。しかし、現行制度においては、1の放送系を構成する地上基幹放送局が複数のハード事業者(基幹放送局提供事業者)等に分かれて保有・運用されることは想定されていない。

従って、例えば、放送の業務が全体として円滑に実施されるよう設備の責任分界 点に係る措置等、現行制度化されているハード・ソフト分離の制度について何らか の改正が必要か総務省において検討し、必要に応じて措置すべきである。

また、難視聴解消等に係るNHKの民間放送事業者への協力努力義務規定³⁶が盛り込まれた電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)が成立したことを受け、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯³⁷も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討すべきである。受信料収入を活用する場合には、透明性を確保するとともに、受信料を負担している視聴者に対する説明責任が果たされるべきである。

4. 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に伴う制度的手当

小規模中継局等をブロードバンド等によって代替する場合、それが放送ではなく通信であるときは、NHKのあまねく受信義務(放送法第20条第5項³⁸)及びあまねく受信努力義務(同法第92条³⁹)との関係で検討が必要となる。具体的には、これら条文においては、「テレビジョン放送」又は「基幹放送」と規定されており、通信は含まれていないため、新たに通信を含める等の制度的手当が必要になると考えられる。

また、代替手段が通信である場合には、NHKの受信契約に関する規定(同法第64条⁴⁰)についても「協会の放送を受信することのできる受信設備」と規定されていることから、これを包含できるよう制度的手当が必要と考えられる。なお、本制度的手当は、「5.NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け」とは

_

³⁶ 放送法第 20 条第 6 項として、「協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二項の責務にのつとり講ずる措置並びに他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)が第九十二条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。」が追加。

³⁷ アナログ放送が行われていた際には、NHKがミニサテライト局の共用設備に係る費用を負担していた経緯がある。

³⁸ 放送法第 20 条第 5 項においては、「協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」と規定されている。

³⁹ 放送法第 92 条においては、「特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。)は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとする。」と規定されている。40 放送法第 64 条第 1 項においては、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。」と規定されている。

異なるものであり、あくまで小規模中継局等をブロードバンド等によって代替する 場合のものである。従って、本制度的手当の適用範囲は限定的なものとなる。

作業チームにおいて、本取りまとめ以降、特定の地域を対象に住民の方々や地方公共団体等の協力を得ながら配信を実験的に行うことにより、現実的な代替の可能性についての検証・検討に取り組み、制度的手当についてはその結果を踏まえた上で検討すべきである。

5. NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け

NHKにおけるインターネット活用業務は、現在、放送法第20条第2項⁴¹の規定に基づく任意業務であり、放送の補完サービスとして実施されている。

第4章で述べたとおり、NHKにおけるインターネット配信については、どのような在り方が望ましいか、社会実証の結果も踏まえつつ、本取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上で、制度的措置についても併せて検討していくべきである。

6. 第5章小括

本章では、デジタル時代において放送が引き続きその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくためには、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備することが重要であるとの認識の下、第2章から第4章までの方向性を踏まえ、放送制度において講ずるべき措置を示した。

総務省は、これらについて関係者の意見も聞きながら、具体的な検討を進め、可能な限り速やかに措置すべきである。

-

^{41 「}NHKプラス」等の一般利用向け提供は、放送法第 20 条第 2 項第 2 号の規定に基づくもの(2 号受信料財源 業務)。

第5章「デジタル時代における放送制度の在り方」の概要①

- ◆ デジタル時代において放送が引き続きその社会的役割を果たしていくため、第2章から第4章までの方向性を踏まえ、 放送制度において必要な措置を講ずるべき。
- ◆ 総務省は、関係者の意見も聞きながら、具体的な検討を進め、可能な限り速やかに措置すべき。

現状と課題

【マスメディア集中排除原則の見直し】

- インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、その政策目的と政策手段の関係が必ずしも適合的とは言えなくなっている部分があるのではないか。 経営の選択肢を狭め、返って多元性等を損なうことにもなり兼ねないといった部分もあるのではないか。
- 事業者からは、経営の選択肢を増やす観点から、認定 放送持株会社制度に係る特例等の緩和が要望されている。

【複数の放送対象地域における放送番組の同一化】

- 〇人口減少が進むほか、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる現在においては、県域を基本とする現在の放送対象地域は、必ずしも放送の地域性の確保につながらない部分があるのではないか。
- 〇現在の放送対象地域は、地域社会の実態に必ずしも合っておらず、地域情報の発信という観点から障害になっている部分もあるのではないか。
- ○事業者からは、将来的な経営リスク顕在化の可能性に備え、固定的費用の抑制の観点から、複数の放送対象地域における放送の同一化が要望されている。

今後の方向性

- ✓ 認定放送持株会社傘下の地上放送事業者の地域制限(現行12都道府県)の撤廃。
- ✓ 認定放送持株会社制度によらない場合でも、異なる放送対象地域に係る規制を緩和し、隣接・非隣接に関わらず、一定数までの兼営・支配を可能とする特例の創設。
- ✓ 放送対象地域自体は変更せず、複数の放送対象地域において放送番組の同一化が可能となる制度を創設。
- ✓ 併せて、放送番組の同一化を行う放送事業者について、地域情報発信を確保するための仕組(例えば、地域情報発信の努力を促すことや、地域情報発信の計画や取組状況の公表等)を措置すべき。

図表5-8 第5章「デジタル時代における放送制度の在り方」の概要①

第5章「デジタル時代における放送制度の在り方」の概要②

現状と課題

【「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度等】

○ 現行制度においては、1の放送系を構成する地上基幹 放送局が複数のハード事業者(基幹放送局提供事業者) 等に分かれて保有・運用されることは想定されていない。

【小規模中継局等のプロートハント等代替に伴う制度的手当】

- 〇 代替手段が通信である場合、NHKのあまねく受信義務 (放送法第20条第5項)及びあまねく受信努力義務(同法 第92条)との関係で検討が必要。具体的には、これら条 文においては、「テレビジョン放送」又は「基幹放送」と規 定されており、通信は含まれていないため、新たに通信を 含める等の制度的手当が必要。
- NHKの受信契約に関する規定(放送法第64条)について「協会の放送を受信することのできる受信設備」と規定されていることから、代替手段が通信である場合には、それを包含できるよう制度的手当が必要*。

※なお、本制度的手当は、「NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け」とは異なるものであり、あくまで小規模中継局等をプロードバンド等によって代替する場合のものである。従って、本制度的手当の適用範囲は限定的なものとなる。

【NHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け】

○ NHKにおけるインターネット活用業務は、現在、放送法 第20条第2項の規定に基づく任意業務であり、放送の補 完サービスとして実施。

今後の方向性

- ✓ 放送の業務が全体として円滑に実施されるよう設備の 責任分界点に係る措置等、現行制度化されているハード・ソフト分離の制度的手当ての必要性を検討し、措置
- ✓ また、ミニサテライト局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受信料収入によって負担するスキームも検討。
- ✓ 作業チームにおいて、特定の地域を対象に住民の 方々や地方公共団体等の協力を得ながら配信を実験 的に行うことにより、現実的な代替の可能性についての 検証・検討に取り組み、制度的手当についてはその結 果を踏まえた上で検討。

✓ NHKにおけるインターネット配信について、どのような 在り方が望ましいか、社会実証の結果も踏まえつつ、本 取りまとめ以降、具体的かつ包括的に検討を進めた上 で、制度的措置についても併せて検討。

図表5-9 第5章「デジタル時代における放送制度の在り方」の概要②

おわりに

本取りまとめは、インターネットを含め情報空間が放送以外にも広がる中で、放送が今後もその社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくために、具体的にどのような取組を進めていくべきかという観点から、【論点1】デジタル時代における放送の意義・役割、【論点2】放送ネットワークインフラの将来像、【論点3】放送コンテンツのインターネット配信の在り方及び【論点4】デジタル時代における放送制度の在り方の4つの論点に分けて提言したものである。

インターネット動画配信サービスの伸長等の放送を取り巻く環境の変化については、これまでも累次にわたって指摘されてきたところであるが、放送に関わる主体が、インターネットを含むデジタル技術を取り込み、新たな「放送」の在り方をデザインしていくことは、いよいよ避けて通ることができない状況になっている。

「共同利用型モデル」におけるハード事業者の設立、マスター設備の集約化・IP 化・クラウド化、小規模中継局等のブロードバンド等による代替、複数の放送対象地域における放送番組の同一化、NHKにおけるインターネット配信の在り方等の具体的な提言は、これまでにない大胆なものとして受け止められるかもしれない。

しかしながら、好むと好まざるとに関わらず、インターネットと<mark>向きあいながら、</mark> 自身のドメイン(活動領域)を再定義し、自らの進むべき方向を模索していくことは 不可欠と考えられる。

なお、検討の過程では、いくつかの地域のローカル局との意見交換等も行った⁴²。 在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くこと は、放送の将来像や放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後も多くの意見 が届けられることが期待される。

さて、本取りまとめに至るまでには十分に検討することができず、今後も検討を重ねていく必要のある課題が一部ある。具体的には、【論点2】放送ネットワークインフラの将来像のうち、「共同利用型モデル」の実現に向けた関係者間での具体的な検討・協議及び小規模中継局等のブロードバンド等による代替についての引き続きの検討、並びに【論点3】放送コンテンツのインターネット配信の在り方のうち、自らの意思により公共的な取組を行う放送同時配信等についてその取組を後押しする方策(特に、「誰もが目を通すメディア」(プラットフォーム)において公共的役割を担う放送コンテンツがより視聴されるための取組)及びNHKのインターネット配信の在り方である。これらの課題については、本取りまとめ以降も引き続き、本検討会において検討を進めることとする。

⁴² 2022 年 (令和4年) 3月9日には三友座長が愛媛県を、3月19日には金子総務大臣及び三友座長が長野県を訪問して該当県内の各放送事業者と意見交換を行ったほか、北海道の各放送事業者及びマルチスクリーン型放送研究会放送局有志から意見が寄せられた (詳細は参考資料を参照)。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」取りまとめの概要

- アテンションエコノミーが形成され、フェイクニュース等の問題も顕在化。情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の 情報空間が放送以外にも拡大する一方で、インターネット空間 観点から、デジタル時代においてこそ、その社会的役割に対する視聴者の期待に応えていくことが求められる。 デジタル時代において、放送を取り巻く環境は大きく変化し、
- 2030年頃の「放送の将来像」として、『デジタル技術を最大限活用しつつ、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減すると とともに、インターネットによる配信を含めた多様な伝送手段を確保し、これらにより良質な放送コンテンツを引き続き全国の視聴者 に届け、その社会的役割を維持・発展させていくこと』を目指すべき。放送制度は、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事 するため、経営の選択肢を拡大する観点から柔軟な見直しを行うべき。 業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる弱

放送を取り巻く環境の変化

- ○視聴スタイルの変化、若者を中心とした「テレビ離れ」 〇ブロードバンドの普及 〇動画配信サービスの伸長 〇放送の広告市場の縮小 〇人口減少の加速化
 - O情報空間の放送以外への広がり

放送ネットワークインフラのコスト負担の軽減、

コンテンツ制作に注力できる環境整値

た社会基盤としての役割、健全な民主主義の発達への貢献 ○情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保 ○取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信

〇災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有といっ

デジタル時代における放送の意義・役割

なめの戦略

汝送の価値のインターネット空間への漫懣

放送コンテンツのインターネット配信の在り方

- 〇放送に準じた公共的な取組を行う放送同時配信等の後押 〇インターネット空間への放送コンテンシの価値の浸透
 - ONHKのインターネット
 配信の在り
 上

デジタル時代における放送制度の在り方

〇マスメディア集中排除原則の見直し

- ○複数の放送対象地域における放送番組の同一化
- O「共同利用型モデル」に対応した柔軟な参入制度
 - 〇ブロードバンド等による代替に伴う制度整備
- ONHKにおけるインターネット活用業務の制度的位置付け

|経営の選択肢の拡大] 柔軟な制度見直し

放送の社会的役割の維持・発展

〇「共同利用型モデル」の推進(中継局、マスタ一設備等)

放送ネットワークインフラの将来像

〇小規模中継局等のブロードバンド等による代替

〇マスタ一設備の効率化(IP化、クラウド化等)

54

中じの熟悶